

参院選後の「包括的子育て支援」の新制度創設で 重要な 2 つの原則

香取照幸：上智大学教授 / 未来研究所臥龍 代表理事

政策・マーケット政策・マーケットラボ

2022.7.13

具体化での重要なポイントは 給付設計と財源構成

構築会議では、岸田首相が掲げる「成長と分配の好循環」実現のためには、全ての世代が安心できる全世代型社会保障の構築が必要と位置付けた上で、「未来への投資」として子育て・若者世代への支援を重視する姿勢を打ち出した。

「議論の中間整理」（5月17日）で示された「包括的一元的支援制度」の創設に向けての具体的なポイントは大きく二点に集約されるだろう。

一つは給付設計だ。何を給付するのか。逆に言えば「今必要な『子育て支援施策』とは何か」ということだ。

二つめは、財源構成だ。このことは一点目の論点とつながっている。

こういう給付をするのだから、財源はこれでいく。そういう論理構成が必要だ。もちろん、安定的な財源であることや調達が容易といった視点もあるだろうが、基本はやはり、給付とのつながりで説明できる財源構成でなければならない。

換言すれば、何のために何をするのか、という制度政策の基本哲学をまずきちんと議論してから、それにふさわしい財源のあり方、という筋道で物事を考えることが必要であり、一貫した政策を中長期にわたって実行し続けることができる安定的な財源を用意することだ。

目指すのは仕事と育児の「両立支援」 企業の勤務評価も変える必要

第一の論点である給付設計については、大事なことが二つある。

一つは、言うまでもないことだが、仕事と育児の「両立支援」という視点を持つことだ。

中間整理でも強調しているように、単に「子育ての経済負担を軽減する」というのではなく、広く、「家族を持つこと・子どもを産み育てること」と「働くこと・働き続けること」の両方が、本人・家族の希望に応じて同時に実現できるように現役世代を支援する、ということではなければならない。

具体的には、子どもが生まれた後、「一定期間仕事を休んで子育てに専念する」、あるいは「子どもを預けて休まないで仕事を続ける」、どちらでも本人・家族がそれぞれの事情に応じて柔軟に選択でき、かつどちらを選択しても不利益がないということだ。

子育て先進国であるスウェーデンの状況を見ると、人によってはもっと早く職場復帰する人もいるし、長く休業する人もいるが、だいたい1歳半(18カ月)くらいまではほとんどの人が育児休業(=仕事を休んで子育てに専念する)を選択し、1歳半をすぎるとほとんどの人が保育サービス(=預けて職場復帰・仕事継続する)を選択している。

また、フランスでは、育児中の休業補償と保育サービスの利用に対する助成が同じ家族手当制度の下で行われ、どちらか一方、または両方半分ずつ組み合

わせることなどが必ず保障されていて、自分が望む子育てと就業のバランスを実現できるようになっている。

つまり、仕事を続ける、仕事を中断する、どちらを選択しても、子どもを産み育てることが負担にも不利益にもならないことが大事なポイントだ。仕事と育児がイコールフィッティングになっている社会でないと、家族を持ち子どもを育てることと働くこと＝社会に貢献することとは同時に実現することはできない。

そう考えれば、現在、制度も財源も別々になっている育児休業と保育サービスは、実は同じコインの表と裏の関係だということがわかるはずだ。

両者を一体的な制度として再構成し、利用者のニーズに応じ切れ目なく選択・利用できる仕組みにする必要がある。

育児休業は誰でも権利として取得できないといけないし、もちろん有給でないとはいけないし、水準は従前所得を実質的にカバーできる水準でないとはいけない。保育サービスも、それを必要とする人が、必要とするときに、これも「権利」として保障されていなければならない。

欧米諸国には「少子化対策」という言葉はなく、あるのは「家族政策」「家族・子ども政策」だ。子どもを産み育てること、家族を持つことは国民の「義務」でも「責務」でもなく、「権利」であり「希望」であり「意思」だ。

したがって経済成長率などのように、「出生率」や「出生数」の目標を掲げて、その実現に向けて人々を促す政策を打つというようなものではないし、すべきものでもないのだ。

基本はサービス給付

それぞれの必要に応じて用意

給付設計で重要な二つ目は、子育て支援の施策は、現物給付サービスを基本に、保育サービスや地域子育て支援拠点など、できる限り多様で柔軟なサービスとして用意することだ。

子育てにかかる経済支援としての手当（現金給付）の意義は否定しないが、所得保障という意味では「働いて収入を得る」ことができるよう雇用を保障すること、休業中の所得保障をきちんと行うことで対応するのが、まずは王道だろう。

子育て支援は、さまざまな働き方をしている人がいて、それぞれの人のニーズに合わせた給付設計が求められるわけだから、いわゆる施設保育（認可保育所など）だけではなく、在宅の保育や小規模保育、一時保育など、さまざまな形態の保育サービスが同じように利用できることが必要になる。

さらに言えば子育て支援が必要なのは「働くお母さん・お父さん」だけではない。育児休業中の人や専業主婦、もちろんひとり親家庭にもそれぞれに支援が必要だ。

「ワンオペ育児」という言葉がある。働く母親はもちろん、専業主婦であっても1人だけで子育てを行うことはできない。「全ての家族」「全ての家庭」「全ての子ども」を対象に、それぞれの状況に応じて利用できる地域子育て支援拠点や一時預かり（一時保育）などの多様なサービスが用意されていることが重要だ。

財源は社会全体が連帯して拠出

消費税を中心に企業、高齢者も負担

「包括的一元的支援制度」をめぐる第二の論点は、財源を誰がどのように負担するかだ。

ここまで説明してきた支援制度の考え方は、

▽現在は労使の負担で設計されている育児休業給付と公費（税金）で賄われている保育・子育て支援サービスを一体化する

▽多様な形態の保育サービスを現物給付で用意し、全ての子育て家庭の親たちが必要に応じて組み合わせ利用できるように全体を一元的な制度の下に組み込む

———というものだ。

こう考えると、この制度を支える財源のあり方はおのずからその方向が見えてくる。

制度によって受益するものが負担をするということで考えると、本人・家族はもちろんだが、企業もまた明らかにこの制度の受益者だ。労働力と人材の確保（就労の継続）が保障されるのだから。

もっと大きく言えば、日本経済全体がこの制度の受益者と言っていい。

現在の保育サービスを考えてみても、保育所があるから親たちは働きに出られるのであり、その配偶者（多くは男性勤労者たち）も子育て負担から解放されている。

保育所がなかったらどうなるか考えてみるとよい。実際コロナ禍で保育所が長期にわたって閉園したことで労働力が確保できなくなって営業に支障を来したスーパーマーケットが少なからずあったではないか。

育児休業給付が労使拋出なのだから、コインの表裏の関係にある保育サービスに企業負担があってもちっともおかしくない。

そして、創設される制度は全ての子ども、全ての家族を対象に子育て支援給付を保障する制度、つまり次世代を支える子どもたちの支援を社会化するのだから、社会全体で費用を負担するのは当然だろう。

そう考えれば、財源は、全ての国民が薄く広く負担することになる消費税（そもそも、今や消費税は「少子化対策を含む社会保障4経費に充当される社会保障目的税」である）を中心にするのがふさわしいというか、むしろ当然の論理的帰結になる。

財源構成は、消費税を中心とした国・地方の公費、オール資本としての企業拠出、そして当事者である家族や将来次世代の子どもたちに支えてもらうことになる全ての現役世代の拠出が基本になるということだろう。

社会全体で子育てを実践

出生率を回復させたフランス

子育て支援に必要な費用を、企業や個人が共同で拠出して賄うというだけで考えれば、フランスの家族政策の仕組みがそれに当たる。

フランスは先進国で最も出生率の高い国の一つだが、家族政策に GDP の約 3%を使っている。日本でフランスと同じレベルの家族政策（日本でいう「少子化対策」）を実施するとすれば、現在の約 2 倍、約 15 兆円超になる。

フランスの場合、家族政策の費用の約 6 割は「社会保障拠出金」として企業が負担している。

個人は、CSG（一般社会拠出金）と言われる個人所得を課税対象とする社会保障目的税を負担する。個人の負担総額は総費用の約 2 割だ（図表 1）。

フランスの家族政策を支える財源

フランスの家族政策の大部分を担っている全国家族手当金庫(CNAF)の事業は、

- ・ 事業主が負担する、賃金の3.45~5.25%分に相当する社会保障拠出金
- ・ ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金(家族手当分0.95%)

により、その財源の大部分が賅われている。

| | 全国家族手当金庫の歳入(2019年) |
|--|--|
| 社会保障拠出金 [賃金の3.45~5.25%相当を事業主が負担] | 303億ユーロ (59.0%) [うち賃金労働者に対する事業主の負担 285億ユーロ] |
| CSG(一般社会拠出金) (ほとんど全ての個人所得を課税対象とする社会保険目的税(賃金所得に対する賦課率は9.2%)。全国家族手当金庫分の税率は0.95%) | 120億ユーロ (23.3%) |
| その他 | 91億ユーロ (17.7%) |
| 歳入総計 | 514億ユーロ (100.0%) |

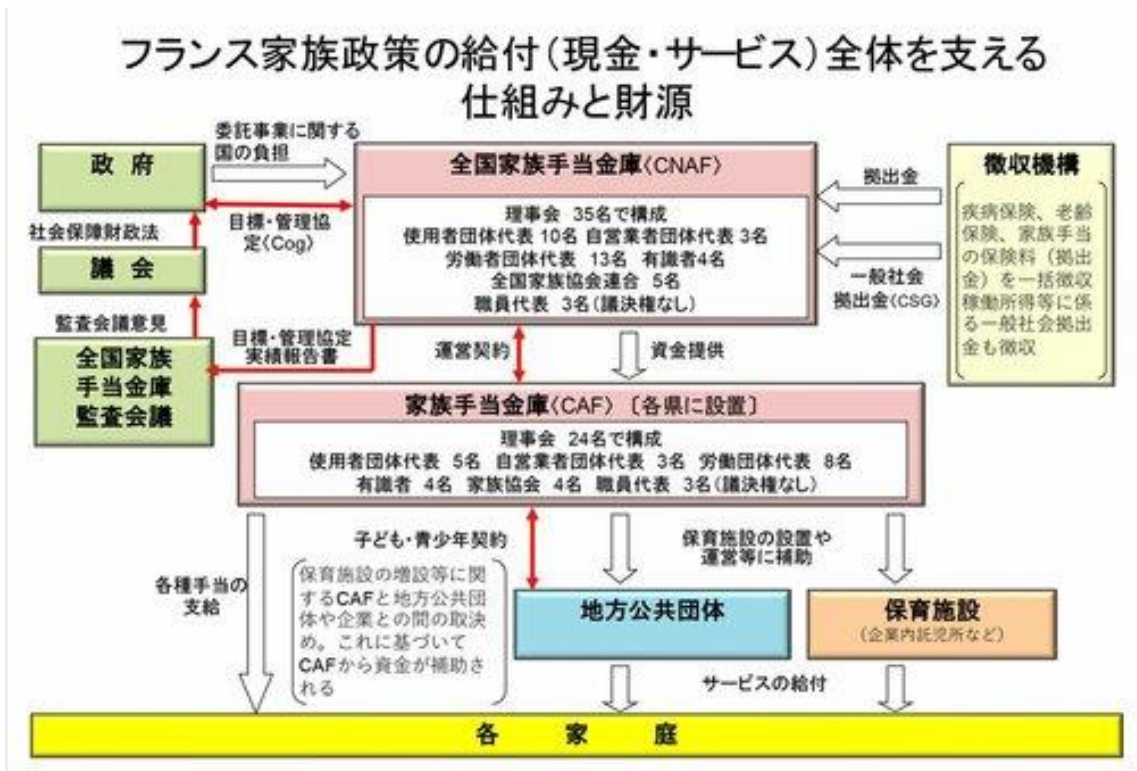
(資料) Commission des comptes de la Sécurité sociale(2020) "Les comptes de la Sécurité sociale. Résultats 2019, prévisions 2020 et 2021"

注 1 CSGの賦課率は所得種別により異なっており、資産所得には9.2%、年金には3.8~8.3%、賭博益等には6.2%が課される。(2020年)CSGが比例所得税という形で導入されたのは、フランスの直間比率が低い(間接税割合が高い)こと、CSGが社会保障拠出金の代替財源の性格を有した(それまで7.0%だった家族部門の社会保障拠出金の率をCSGの導入後5.4%に引き下げた)ことなどと説明されている。

2 2015年に家族手当に所得制限(所得による減額)が導入され、社会保障拠出金の率は5.4%から3.45~5.25%に引き下げられた。

そして、中央にも地方にも「家族手当金庫」という組織があり、そこから各家庭に手当給付やサービスをする地方自治体や保育施設などに資金が流れる仕組みだ。

金庫には企業や自営業者、労働団体、家族会のそれぞれ代表者がメンバーとして参加して施策の立案や執行に参与している(図表2)。



全ての当事者は金も出すが口も出し、そして結果に責任を負う。

「社会全体で子育てを支援する」とは、きっとこういうことを言うのだと思う。

日本は具体的行動に

踏み出すぎりぎりの段階

実は 1990 年代、厚生労働省内 (当時は厚生省) でも、この「少子化対策に必要な給付の財源を社会的拠出に求める」という構想はあった。

政権の枠組みが目まぐるしく変わった「政治改革の時代」、当時の自社さ政権から自自公・自公政権へと政権の枠組みが変わっていく過程で、児童手当の拡充が大きな政治課題になった。

当時の公明党が与党として政権に参画する際の政権合意の中に、児童手当制度の拡充が合意事項として盛り込まれたのだ。

児童手当制度は、73年の制度発足当時、被用者家族に給付される財源の7割は企業拠出によって賄われていた。当時の「児童福祉」政策の中で公費以外の財源が入っている唯一の制度が児童手当制度だった。

当時、旧厚生省では児童家庭局を中心に、介護保険に続く「一元的な少子化対策の構築」の必要性が議論されていて、児童手当制度のスキームを拡充し、保育サービスや一時保育など子育て支援にかかる現物給付を一体的に組み込んだ、まさに今、議論されているような「一元的・包括的子育て支援給付制度」が構想されていた。

結局この構想は実現せず、児童手当は税制改革（扶養控除の縮小）で財源を捻出し公費による給付拡充という形で決着した。

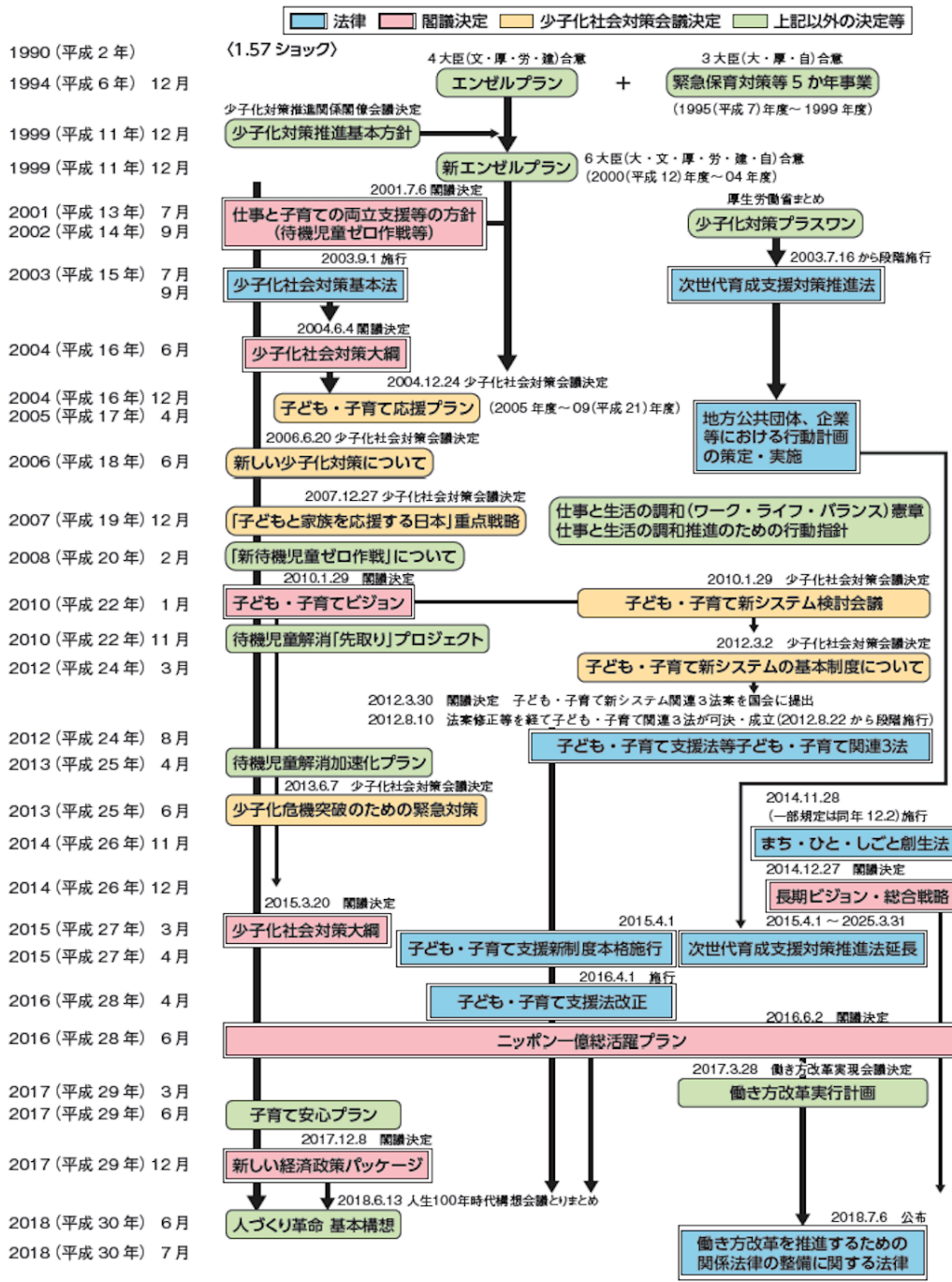
もし構想が実現していたら、「介護の社会化」に続いて「子育て（保育）の社会化」が実現していたことになり、世の中もうちょっと違っていたかもしれない。

あれから約 30 年、出生率は低下し続け、2007 年ついに総人口が減少に転じ、さらに 15 年が経過した。

もはや議論の段階ではないだろう。Just do it. 具体的行動に踏み出さないと本当に間に合わなくなる。

(上智大教授 / 未来研究所「臥龍」代表理事 香取照幸)

社会保障各論 家族政策
家族支援 WLB 両立支援



「少子化対策」の取り組みの歴史

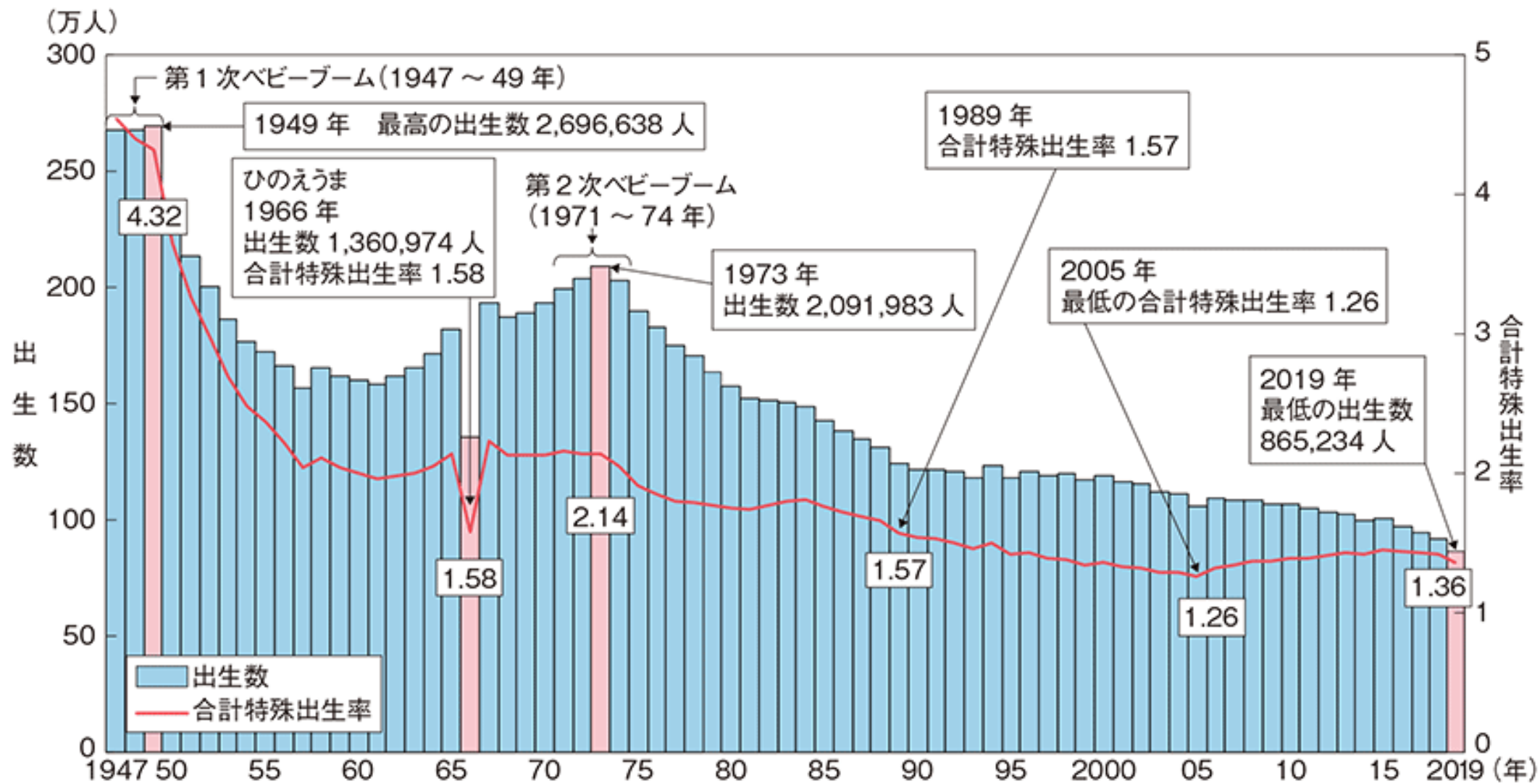
90年代以降、様々な取り組み、計画、立法措置が講じられてきた。

にもかかわらず、

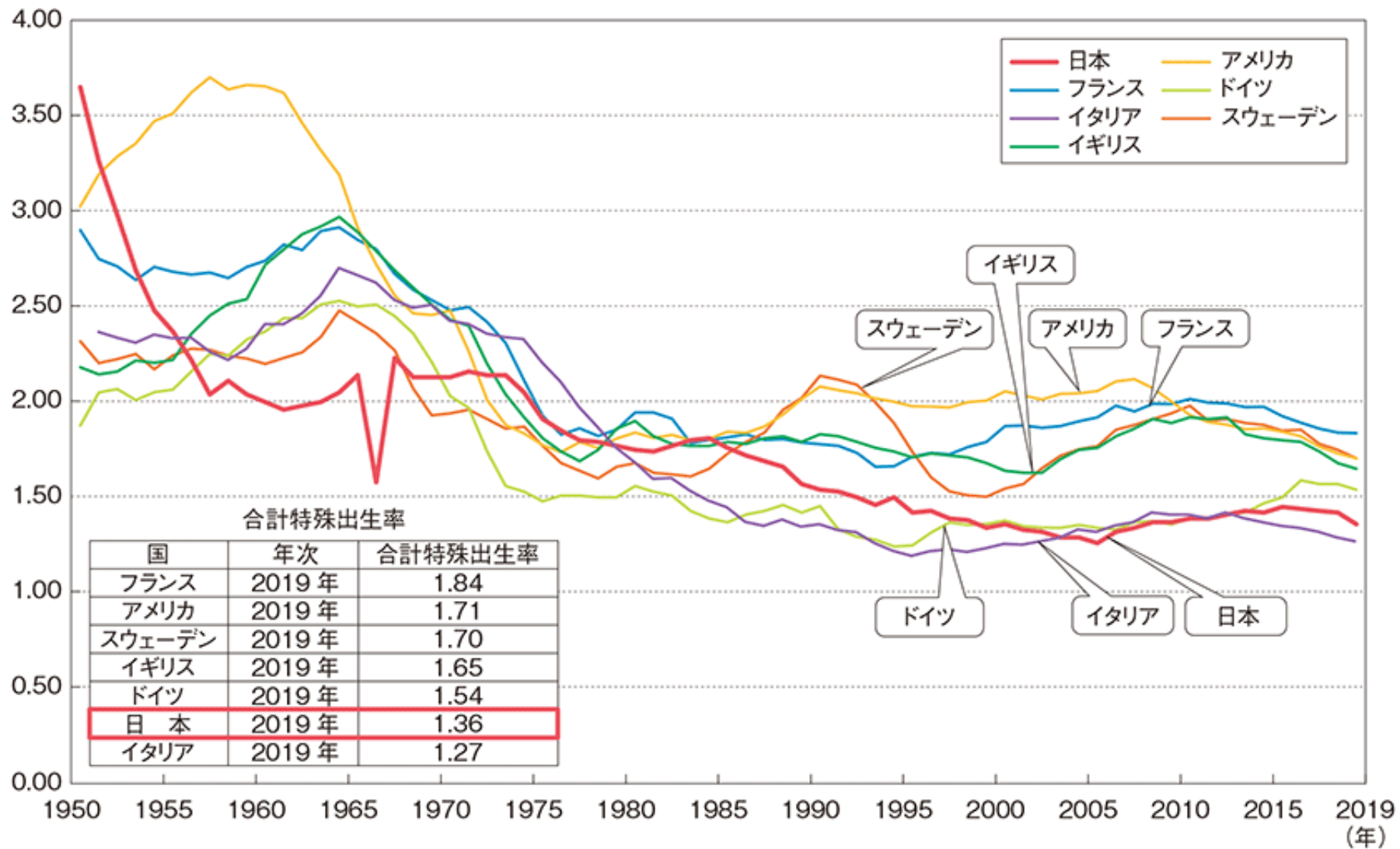
少子化は止まらない
待機児童はなくなる
仕事と生活の調和は達成されない

のは何故なのか？

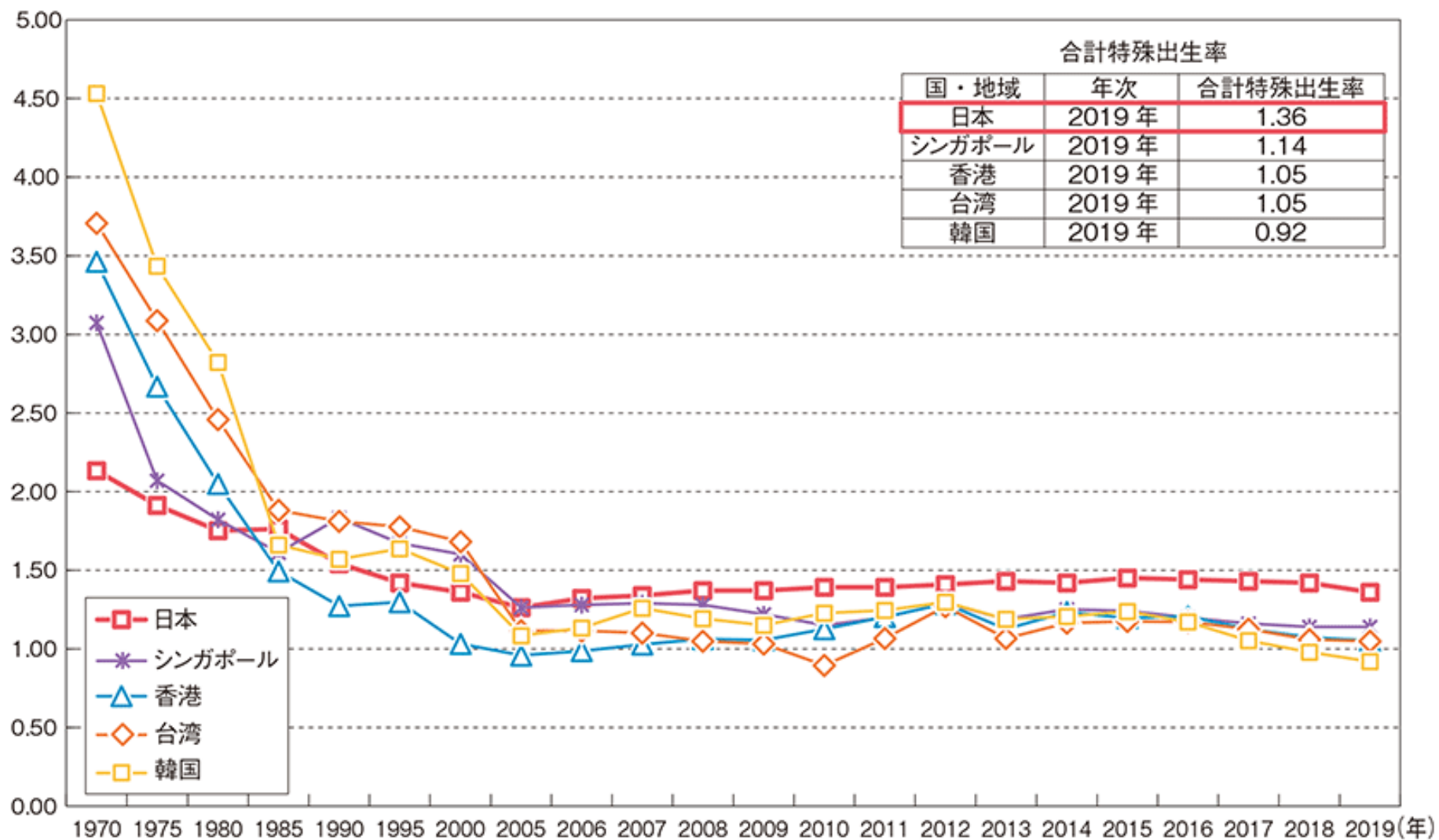
出生率・出生数の推移



欧米先進諸国の出生率

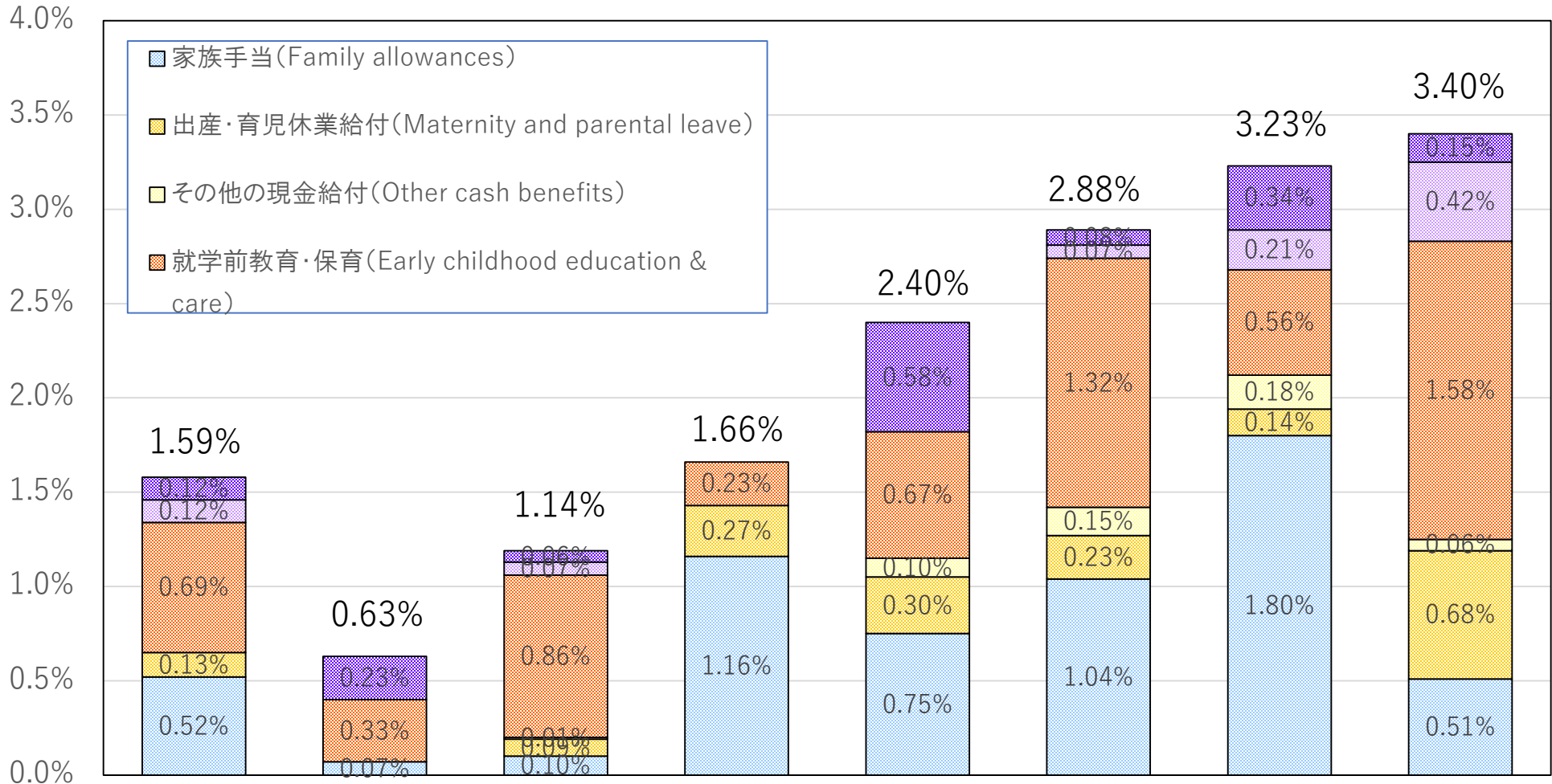


アジア諸国の出生率



- 我が国の家族関係社会支出の規模は、家族政策先進諸国と比べてなお低水準。
- 少子高齢化の進展の中、中長期的に労働力を確保していくためには、
 - ① 若者・女性・高齢者などの労働市場参加の実現
 - ② 少子化の流れを変えることの2つを同時達成する必要。
- 結婚や出産・子育てをめぐっては、国民の希望と現実に大きな乖離。
その乖離を生み出している要因(※)を取り除いていく政策努力が必要。
 - ※①若年者の非正規雇用の増加、
 - ②依然として厳しい女性の就業継続、
 - ③子育て世代の男性の長時間労働や男性の家事・育児責任分担不足
 - ④核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育ての孤立化と負担感の増加 等
- その根底にある男女役割分業意識や長時間労働を当然視する労働観を断ち切り、家族を守り、すべての子どもの育ちを社会全体で支え、地域で安心して子育てができる環境を確保していくことが必要。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2017年)



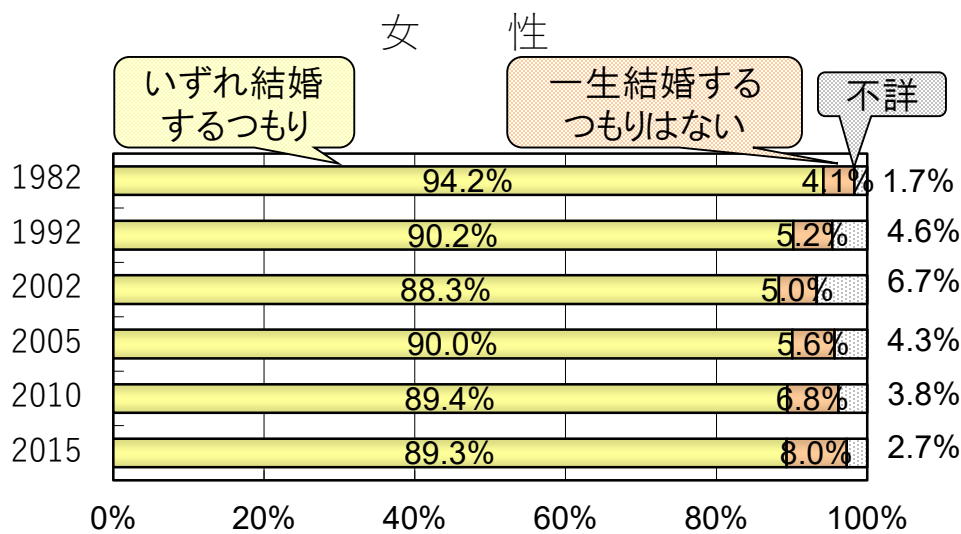
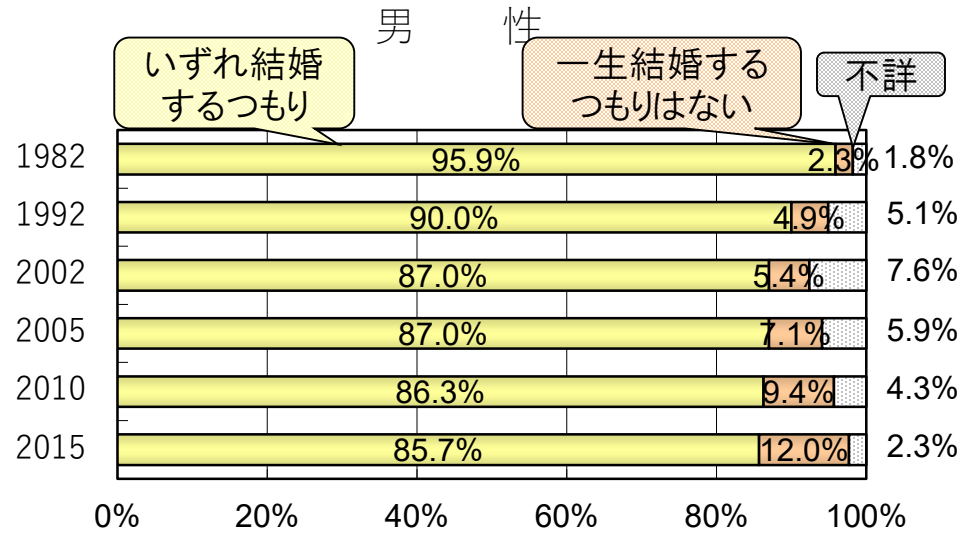
| | 日本 | アメリカ | 韓国 | カナダ | ドイツ | フランス | イギリス | スウェーデン |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 社会支出全体に占める割合 | 7.0% | 2.5% | 9.2% | 10.4% | 8.6% | 8.9% | 15.2% | 12.8% |
| 出生率 (2017年) | [1.43] | [1.77] | [1.05] | [1.50] | [1.57] | [1.89] | [1.74] | [1.76] |

(資料) OECD(2020): Social Expenditure Database

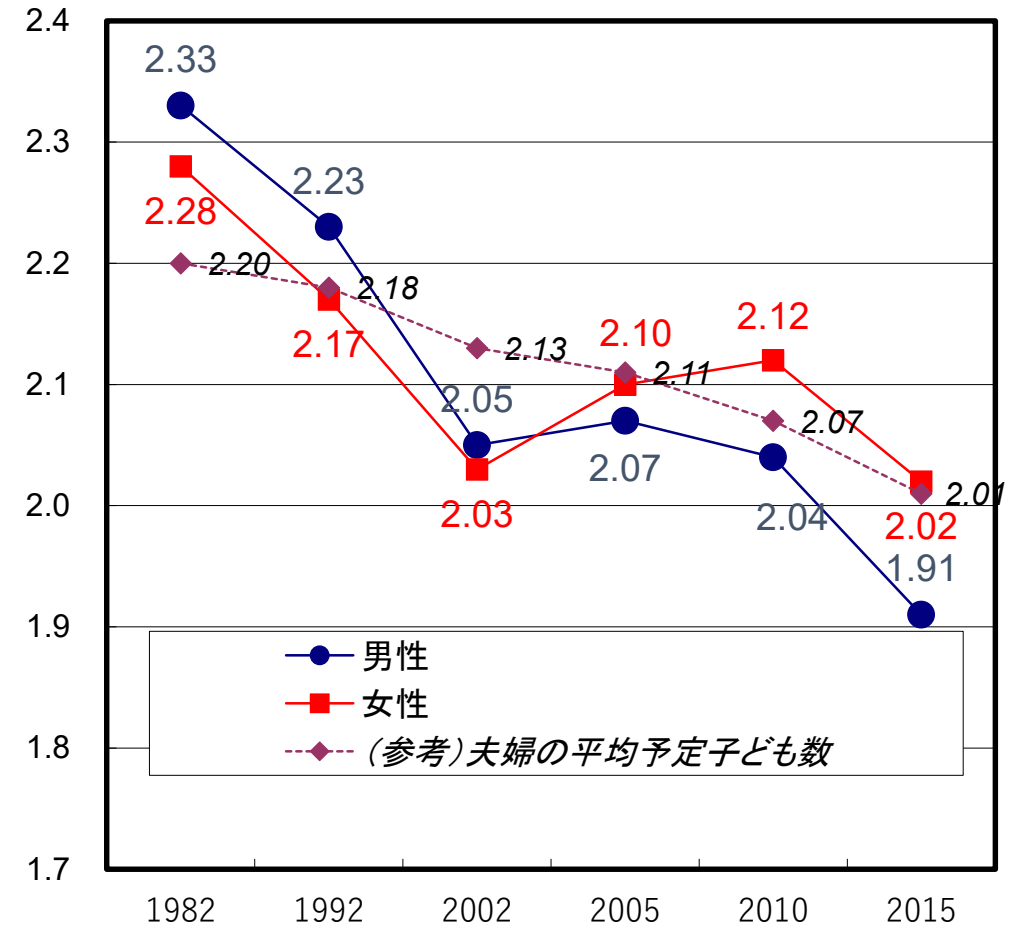
国民の結婚や出産に対する希望

独身男女の約9割は結婚意思を持っており、希望子ども数も2人程度で推移している。

○「生涯の結婚意思」について

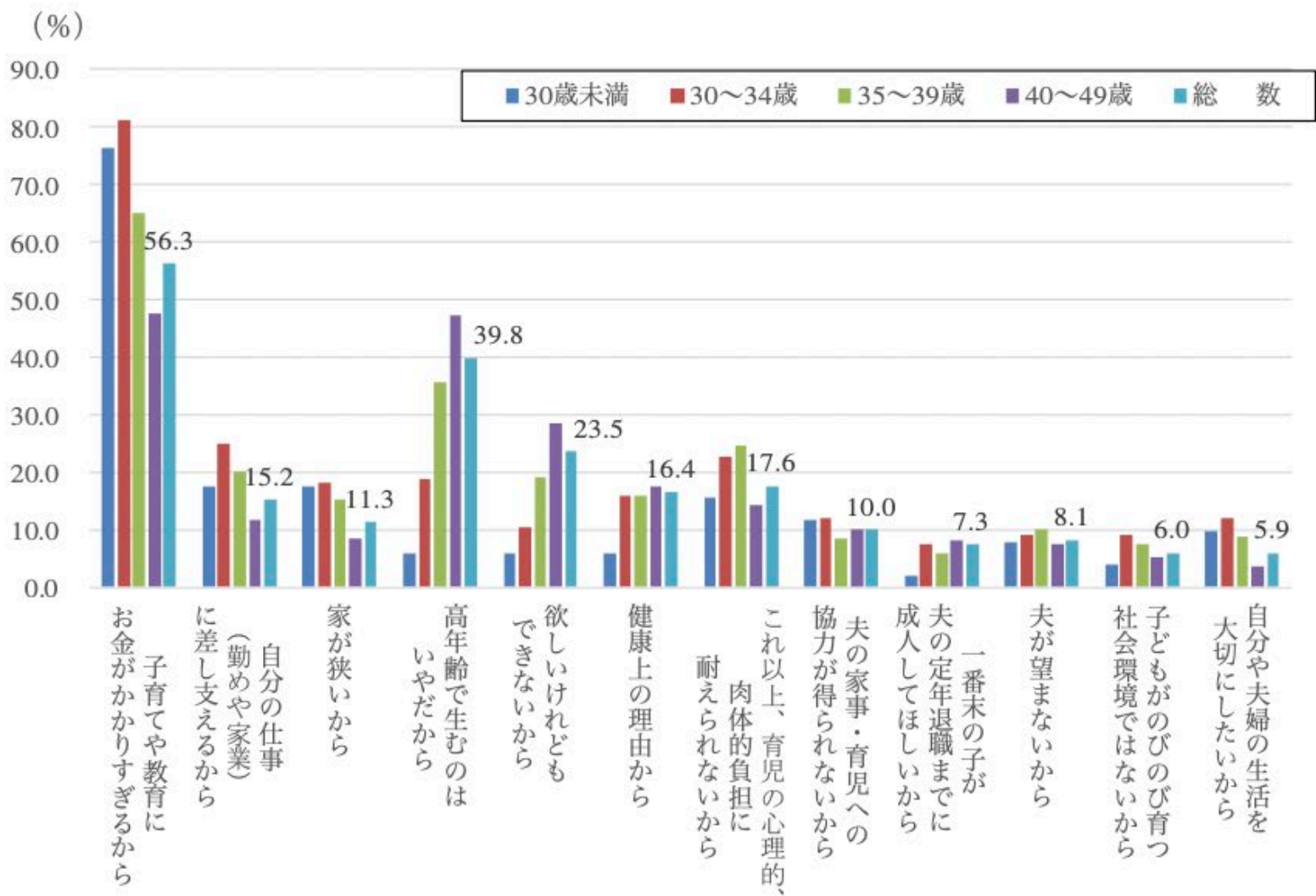


○「いずれ結婚するつもり」の未婚男女の希望子ども数



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(調査対象は18~34歳の未婚者)

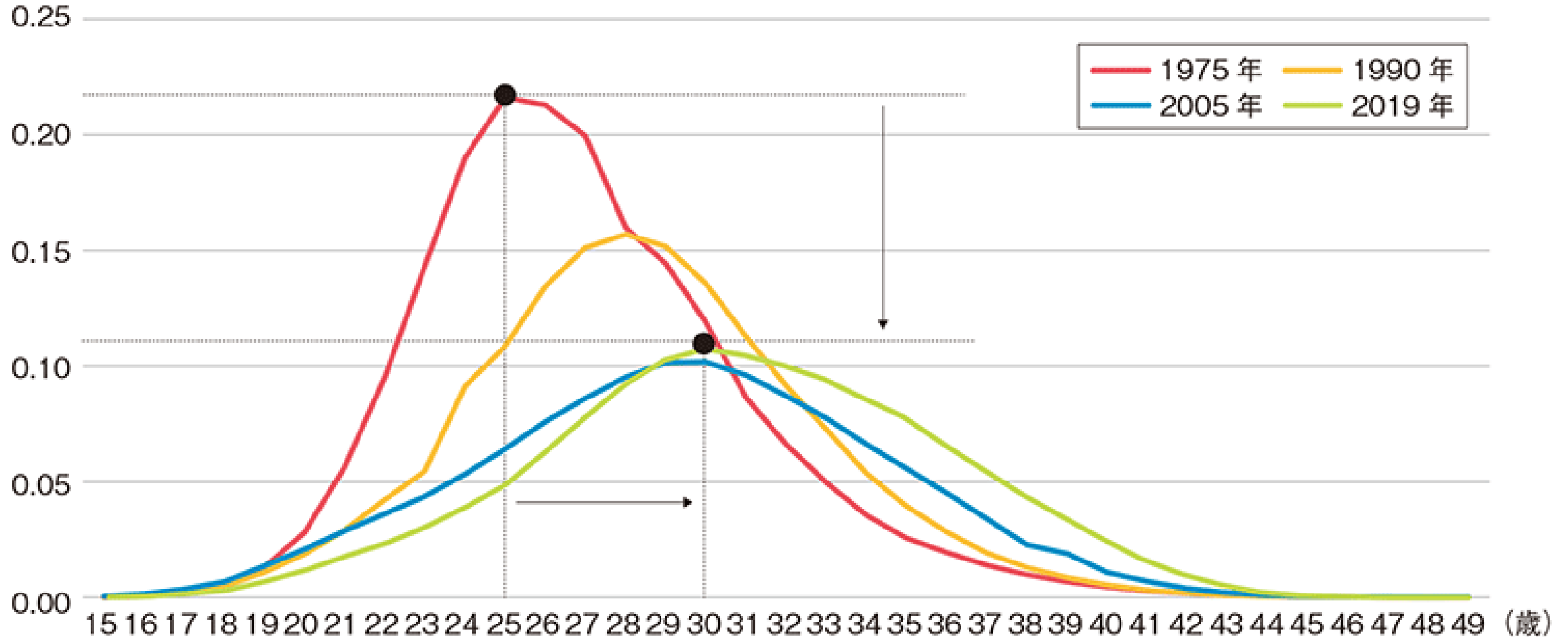
妻の年齢別にみた、理想の子供数を持たない理由



資料 国立社会保障・人口問題研究所 第15回出生動向基本調査 (夫婦調査) 2015年)

注 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうの夫婦。予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は30.3%。

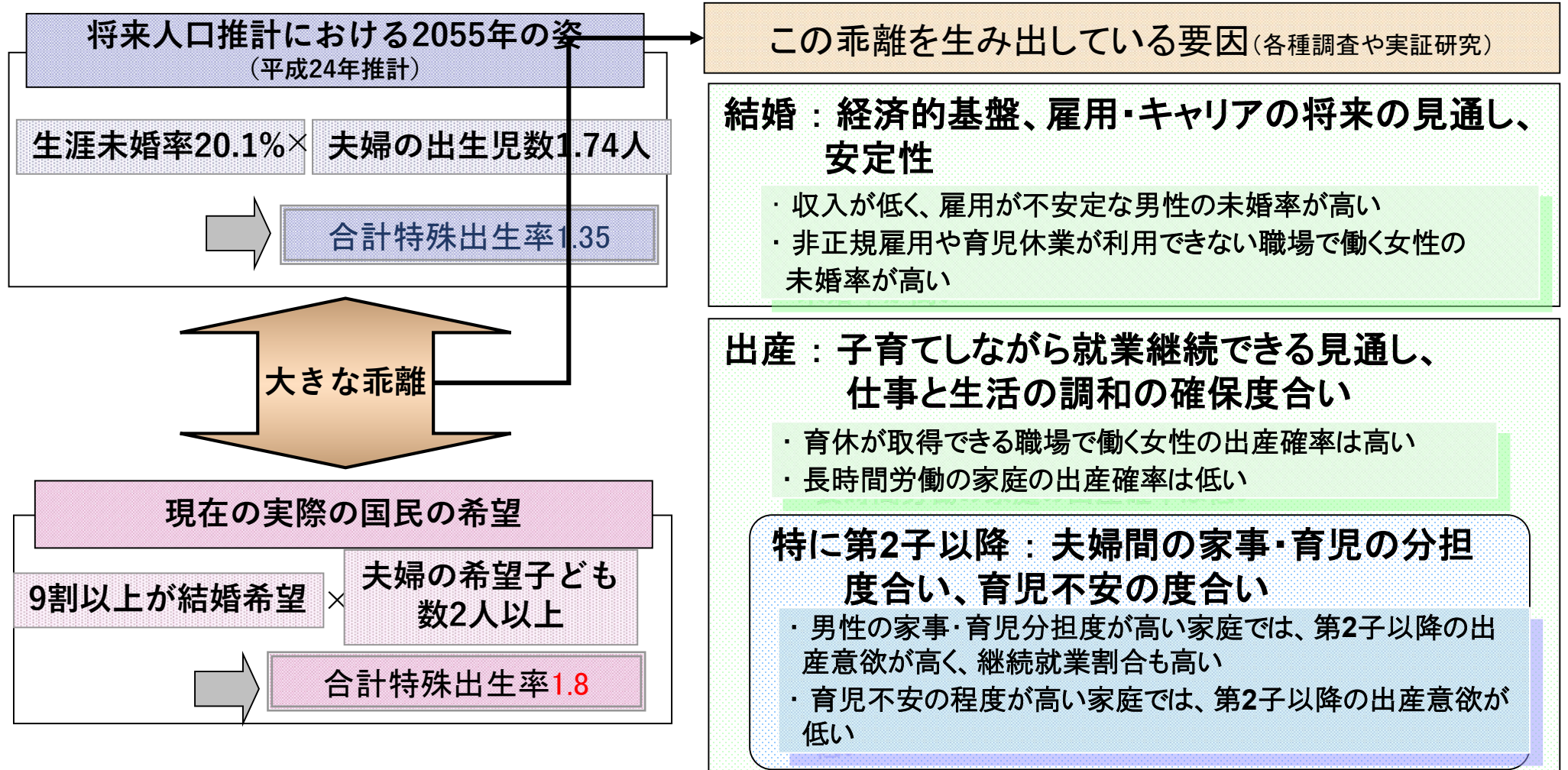
女性の年齢別出生率の変化



結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離

～急速な少子化を招いている社会的な要因～

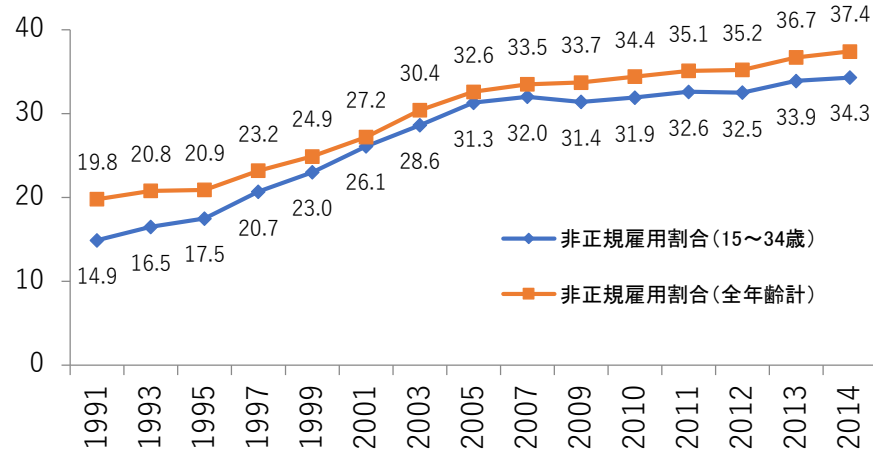
- 将来推計人口(平成24年中位推計)において想定されている日本の将来像と、実際の国民の希望とは大きく乖離。
- この乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが多い。



結婚や出産をとりまく状況(1)若年者の非正規雇用の増加

- 若年者の非正規雇用割合は依然として高水準、非正規雇用の給与は低い。
- 非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。

若年者の非正規雇用割合の推移



資料：総務省統計局：「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

(注) 1.非正規雇用割合は、2001年度までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」による。

調査月(2001年までは各年2月、2002年以降は各年の平均の値)が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

2.労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。

ここに掲載した、2011年の()内の数値は補完的に推計した値(2005年国勢調査基準)である。

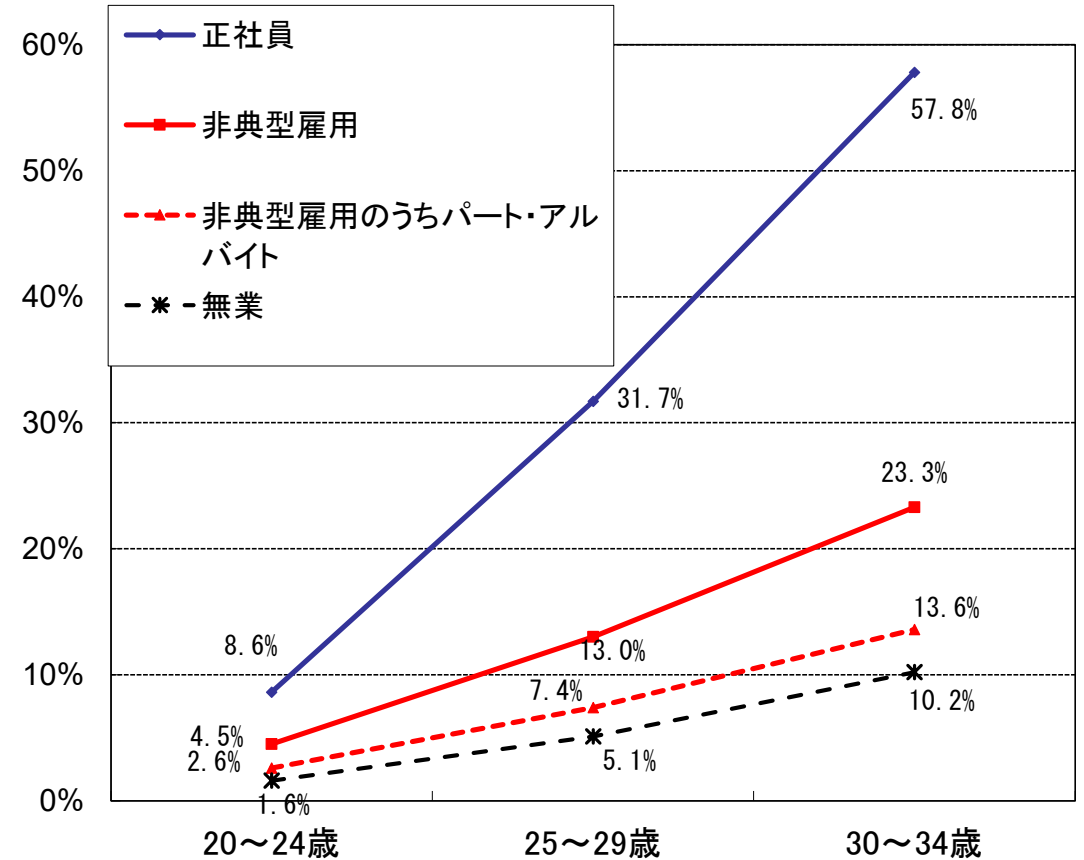
3.年齢区分(15~34歳)の数値については、「労働力調査特別調査」及び「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省において計算

正規雇用と非正規雇用の1人あたり平均給与

| | 平均給与 | |
|---|----------|----------|
| | うち正規 | うち非正規 |
| 計 | 4 1 5 万円 | 1 7 0 万円 |
| 男 | 5 1 4 万円 | 2 2 2 万円 |
| 女 | 2 7 2 万円 | 1 4 8 万円 |

資料：国税庁「民間給与実態統計調査」(2014年)

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2014年)

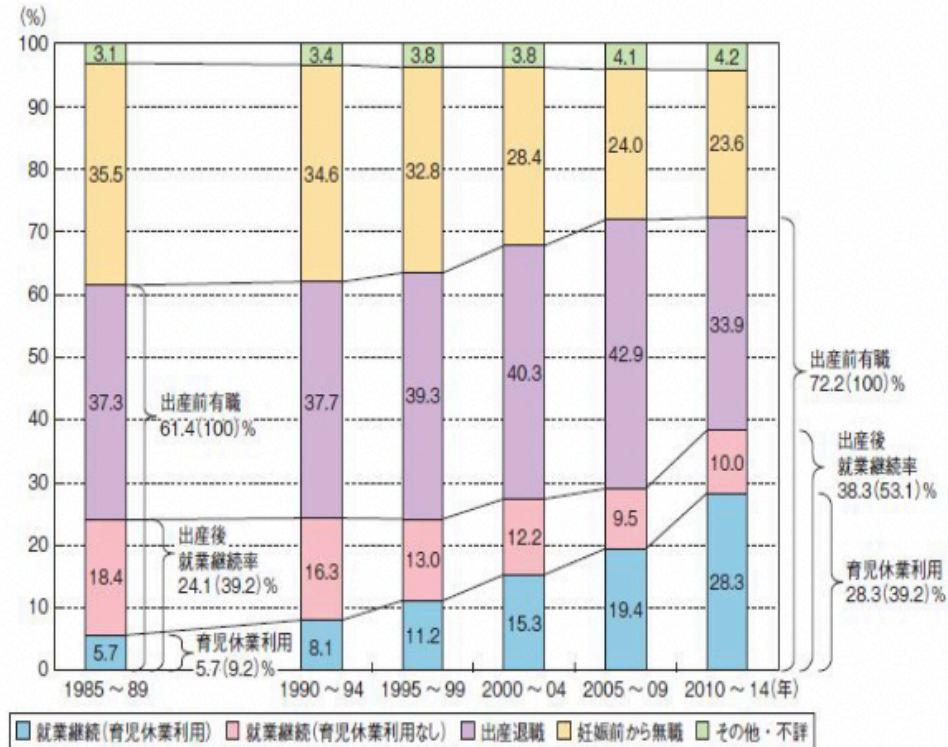
注：就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義(下記)による。

・非典型雇用
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者

結婚や出産をとりまく状況(2)

○ 約5割の女性が出産・育児により退職している。

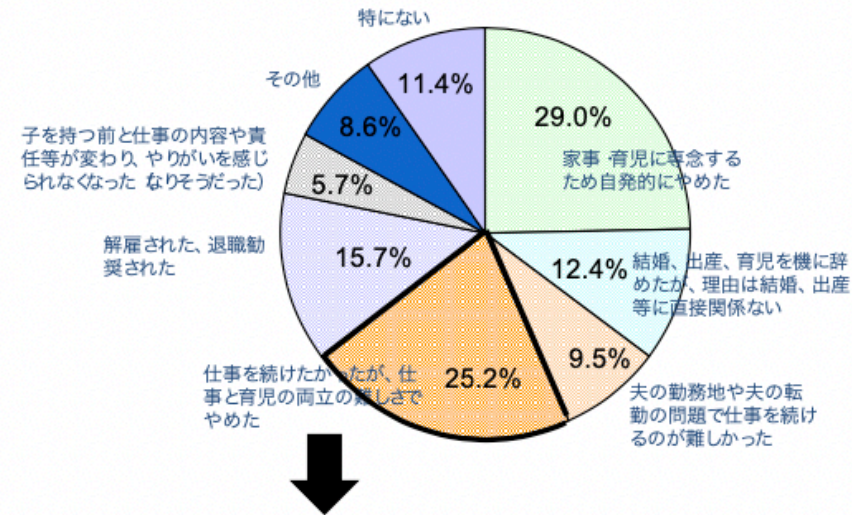
【第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化】



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)
 注: 対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻(年齢50歳未満)。
 図中の()内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合。

○ 妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、自発的に辞めた」が29%、両立が難しかったので辞めた」が約25%

【妊娠・出産前後に退職した理由】

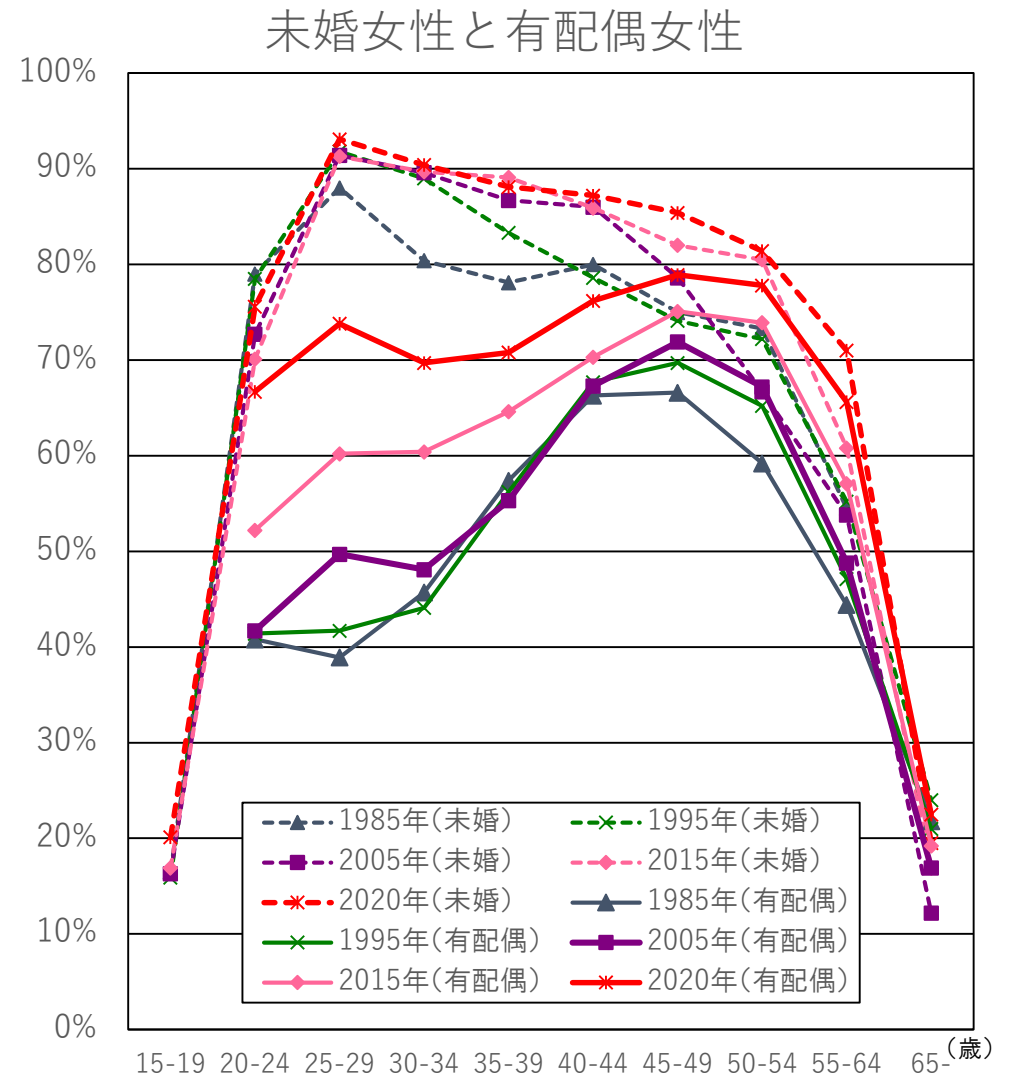
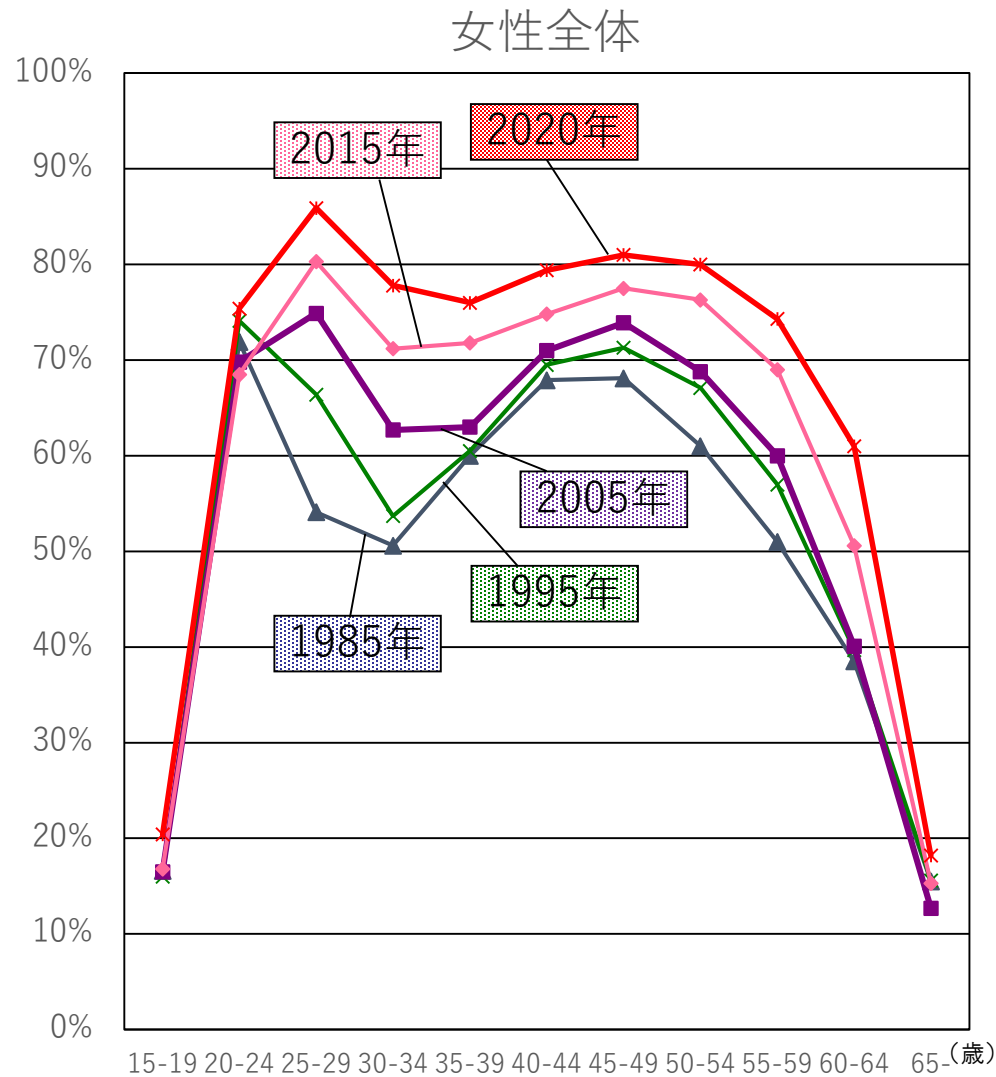


両立が難しかった具体的理由

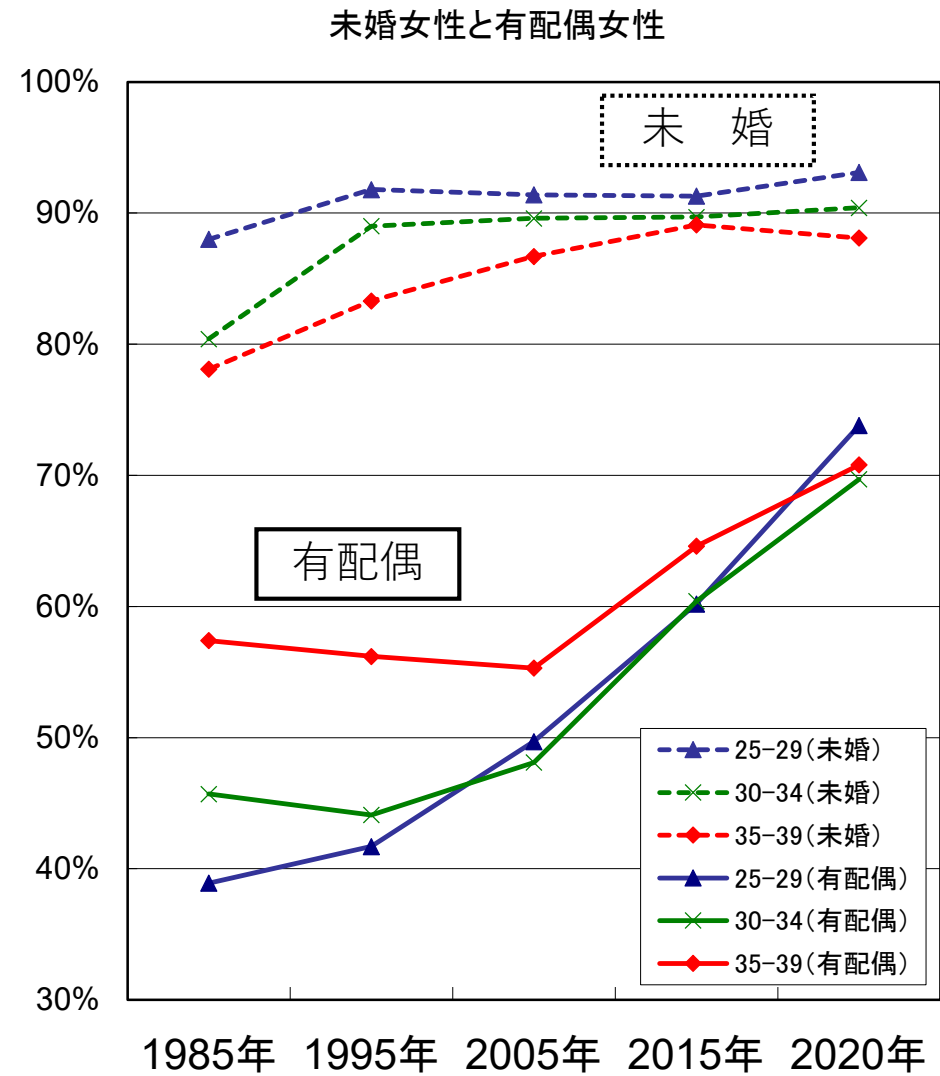
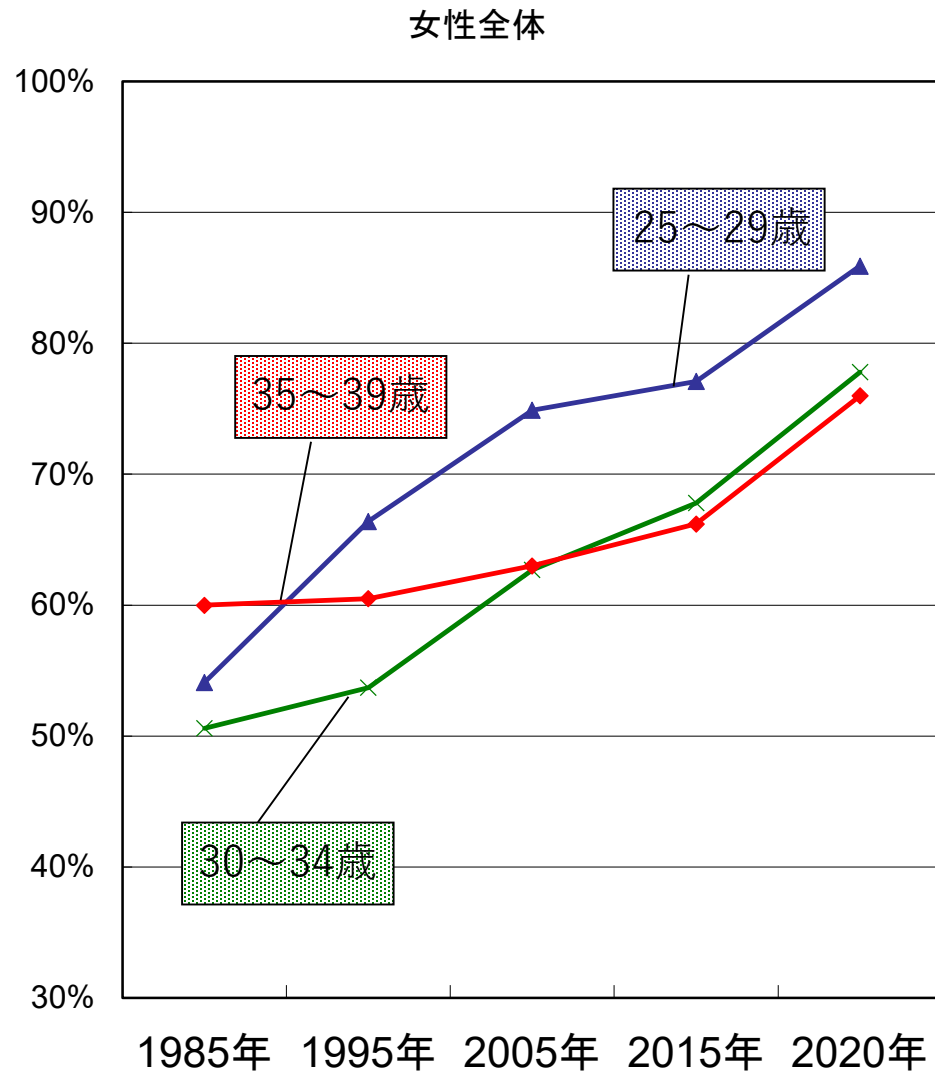
- ①勤務時間があいそうもなかった(あわなかった) 56.6%
- ②自分の体力がもたなそうだった(もたなかった) 39.6%
- ③職場に両立を支援する雰囲気がなかった 34.0%
- ④子どもの病気等で度々休まざるを得なかった 26.4%
- ⑤つわりや産後の不調など妊娠・出産にともなう体調不良のため 20.8%
- ⑥育児休業を取れそうもなかった(取れなかった) 17.0%
- ⑦保育園等に子どもを預けられそうもなかった(預けられなかった) 17.0%

資料出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 平成27年度仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書

これまでの女性の労働力率の変化(全年齢:全体と配偶関係別)

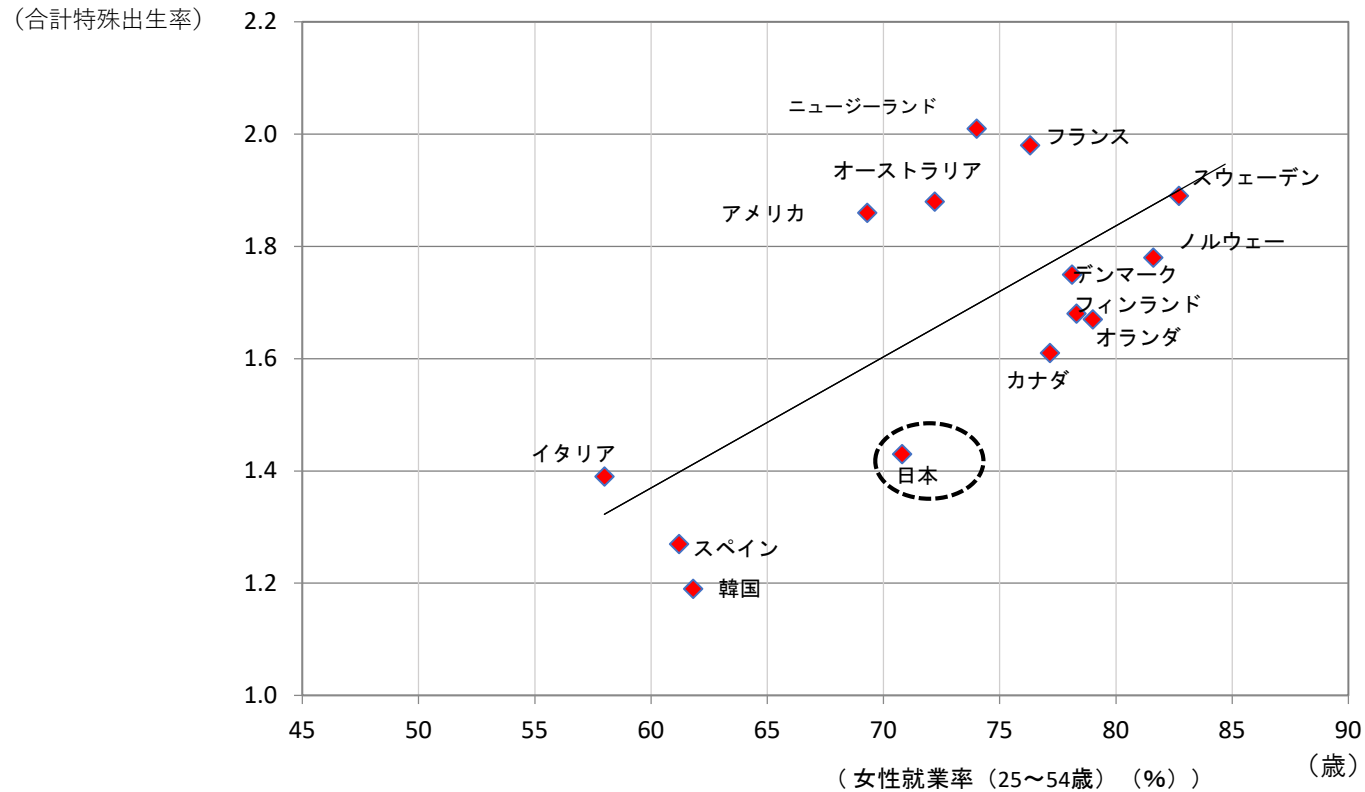


これまでの女性の労働力率の変化(年齢階級別 全体と配偶関係別)



○ 女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率も高い。

各国の合計特殊出生率と女性就業率（2013年）



資料出所: 日本 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成25年)
 その他 OECD Database "LFS by sex and age"

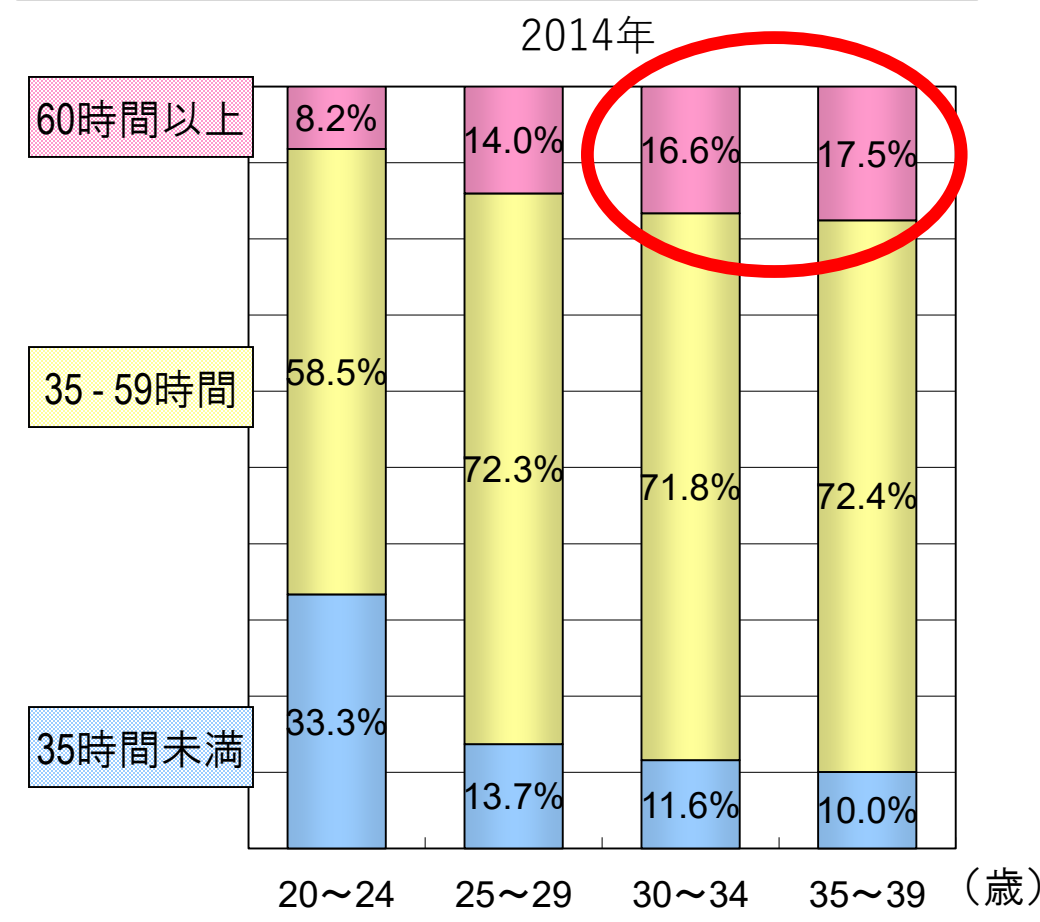
注) アメリカ、イギリス、スウェーデンの「15~19」は「16~19」のデータ、スウェーデンの「65~」は「65~74」のデータである。

(資料出所) OECD Family database
 注) カナダは2011年のデータである。

結婚や出産をとりまく状況(3)子育て世代の男性の長時間労働

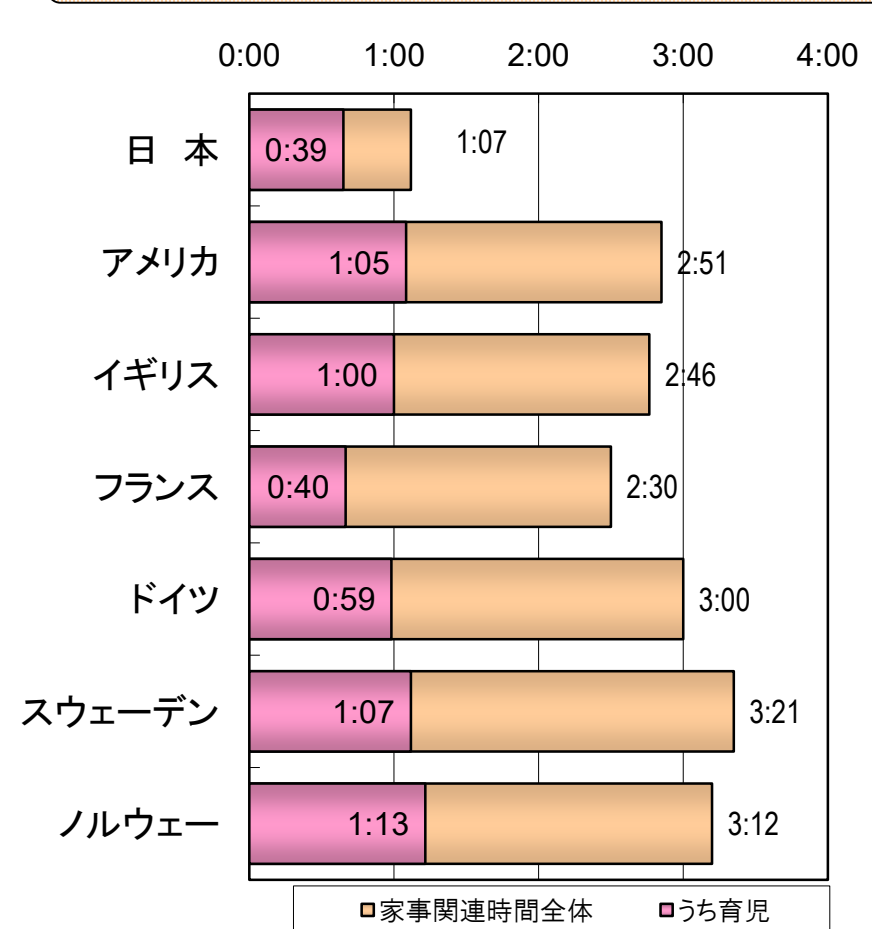
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
- 子育て期にある30歳代男性の約6人に1人は週60時間以上就業。父親の育児参加を妨げている「働き方の改革」が急務となっている。

男性就業者(非農林業)の1週間の就業時間



資料:総務省「労働力調査」(平成26年)

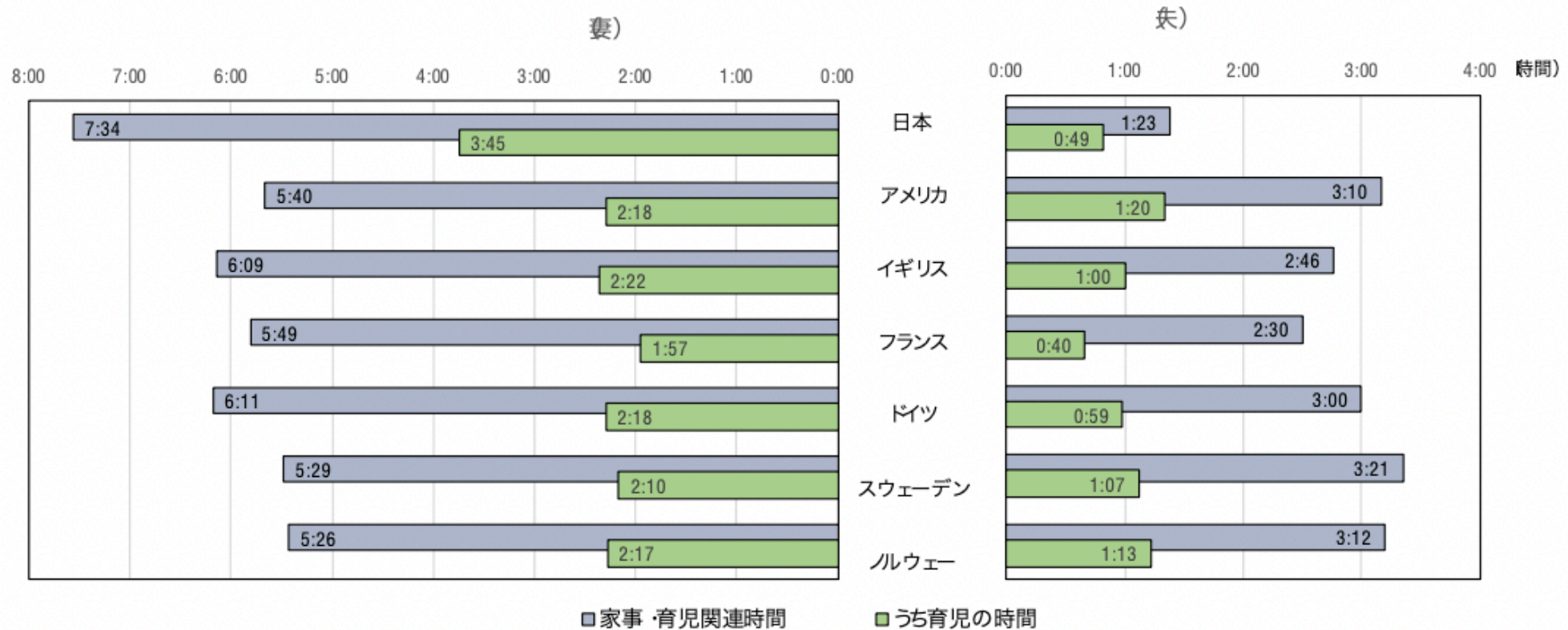
6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



資料:Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary"(2011)、総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）

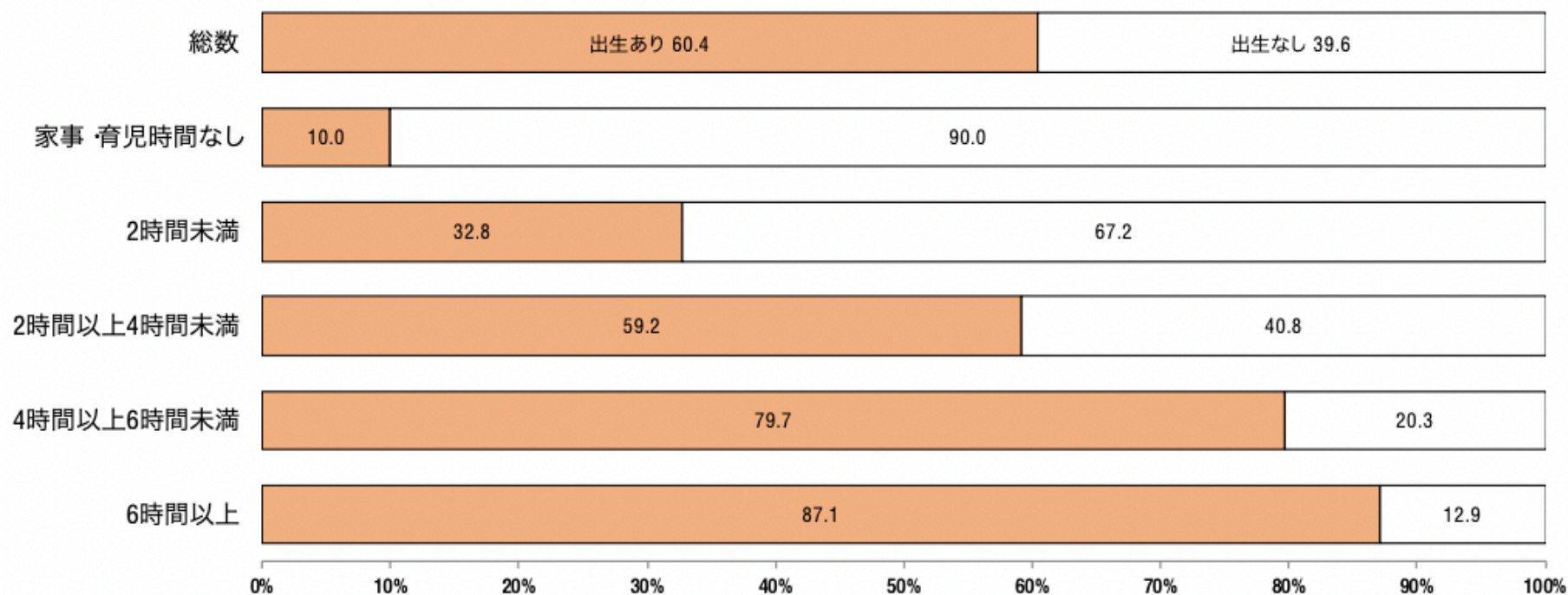
○ 我が国の男性が子育てや家事に費やす時間は1日当たり83分となっており、世界的にみても最低の水準。



資料 :1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及び総務省「社会生活基本調査」(2016 平成28年)より作成。
 2. 日本の数値は、「失婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体)である。

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況

○ 夫の休日の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(2015)

注：1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

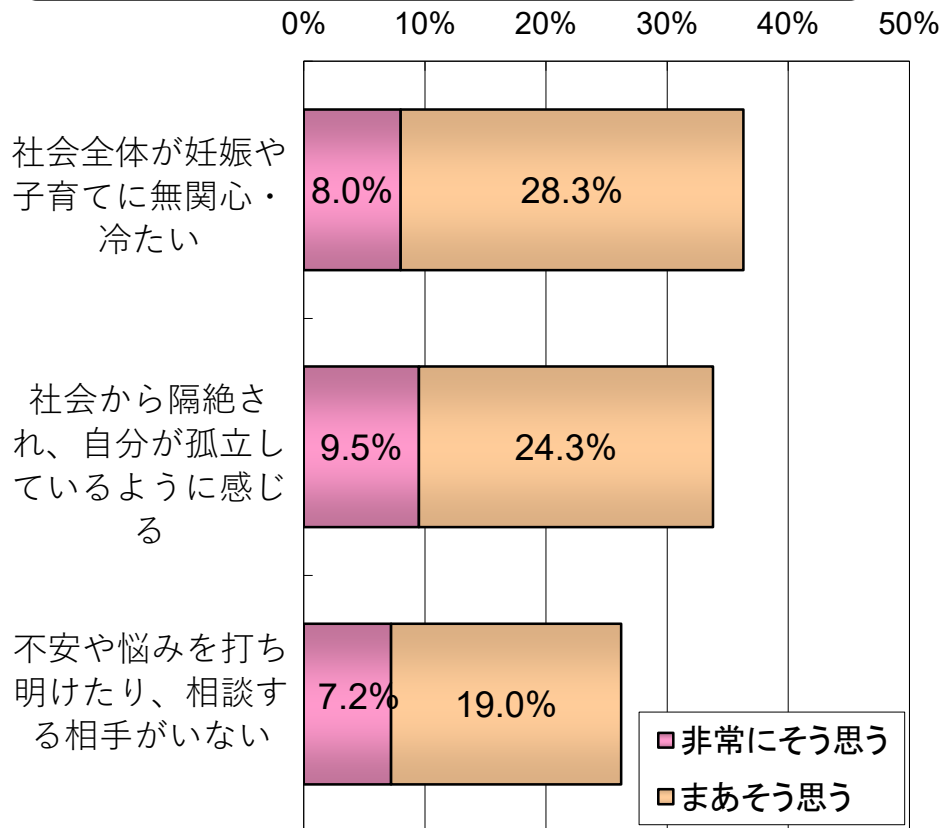
3) 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

結婚や出産をとりまく状況(4)子育ての孤立化と負担感の増加

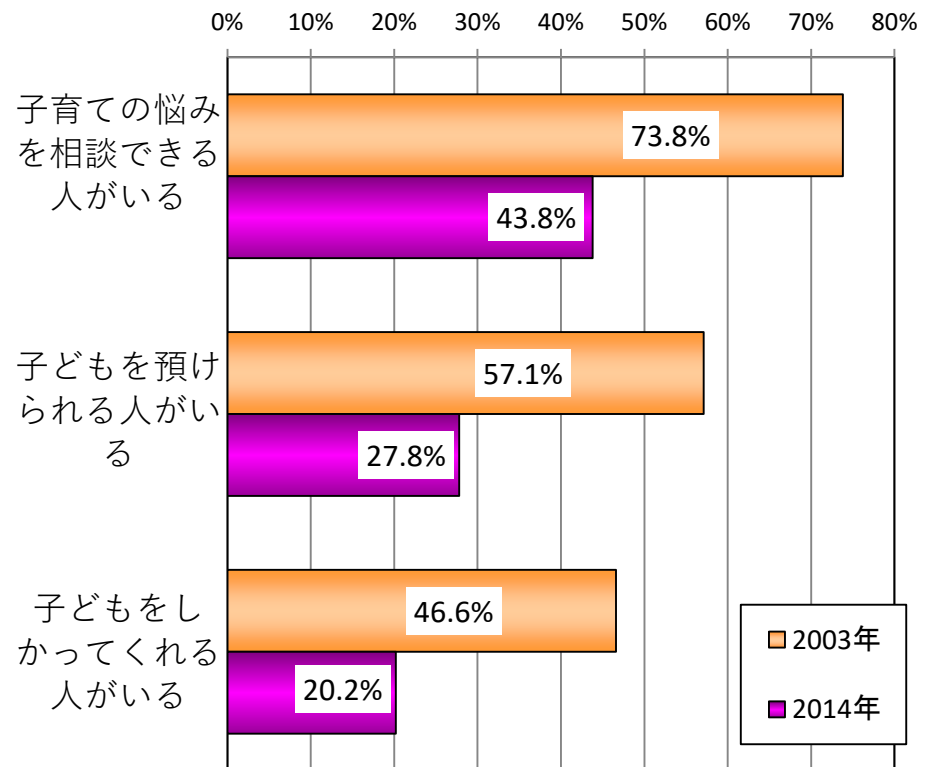
- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

地域の中での子どもを通じたつきあい

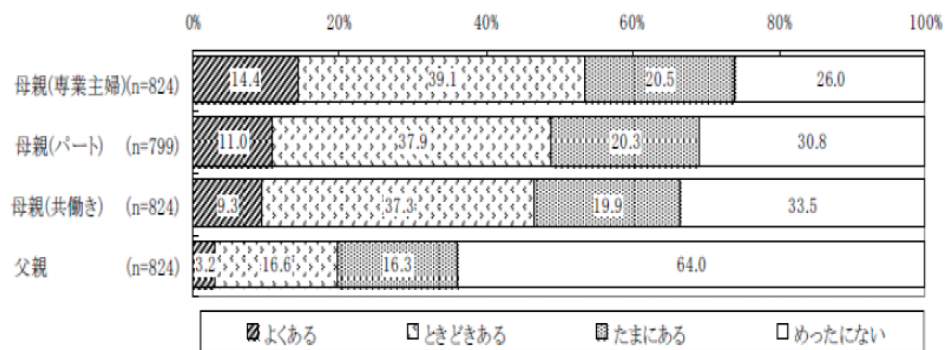


資料:(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

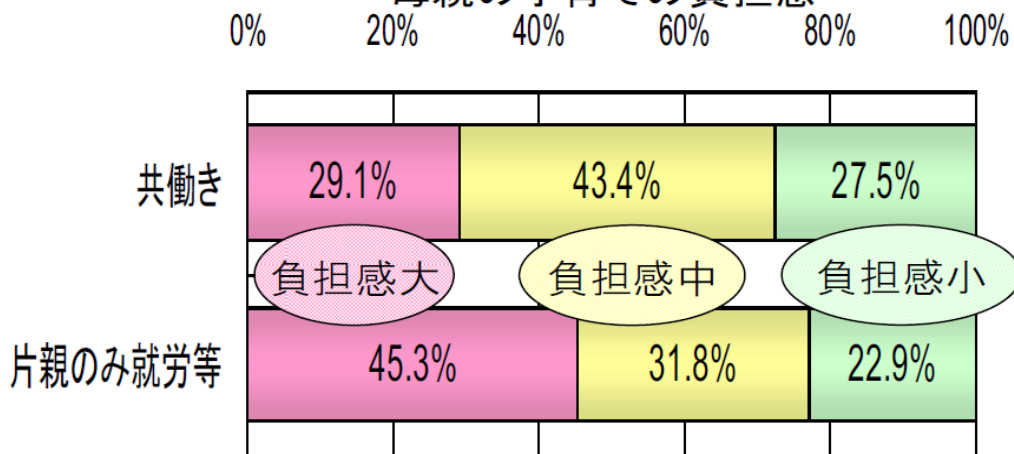
非就労家庭の子育ての孤立感・負担感と求められている支援の内容

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに孤立感・負担感を感じている母親は多く、とりわけ、専業主婦ほどその傾向が強い。
- 「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」、「相談できる相手」等が上位を占めている。

母親の子育ての孤立感

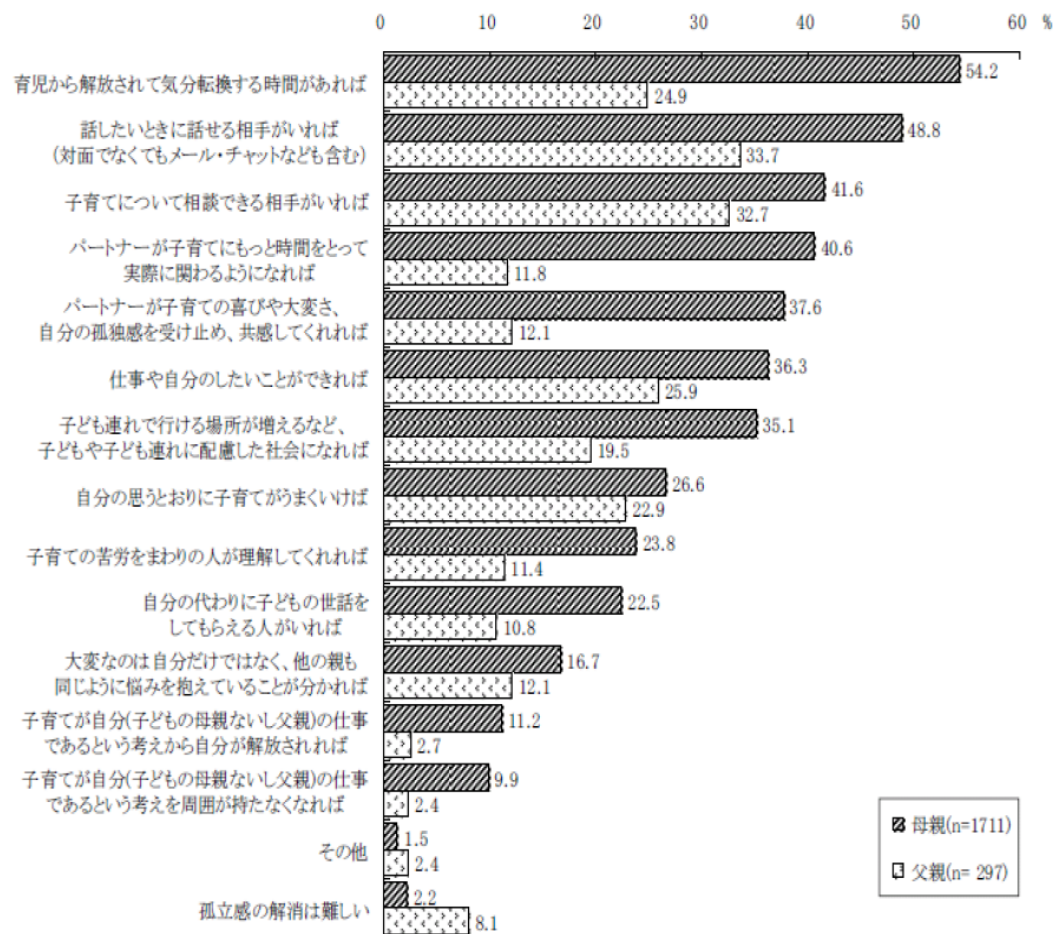


母親の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

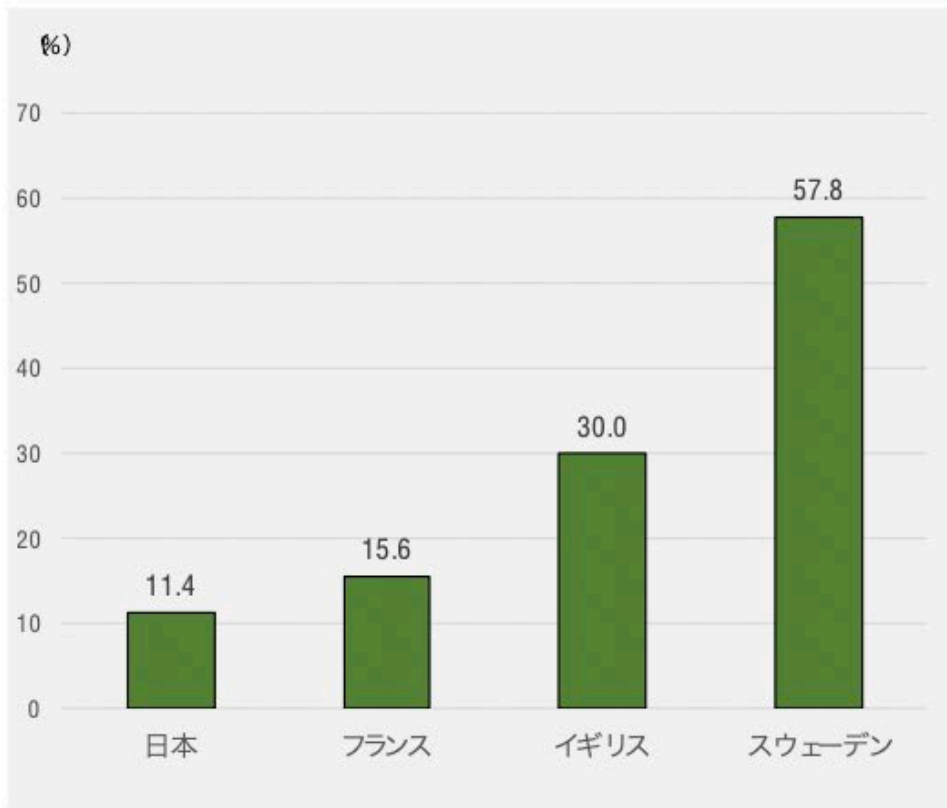
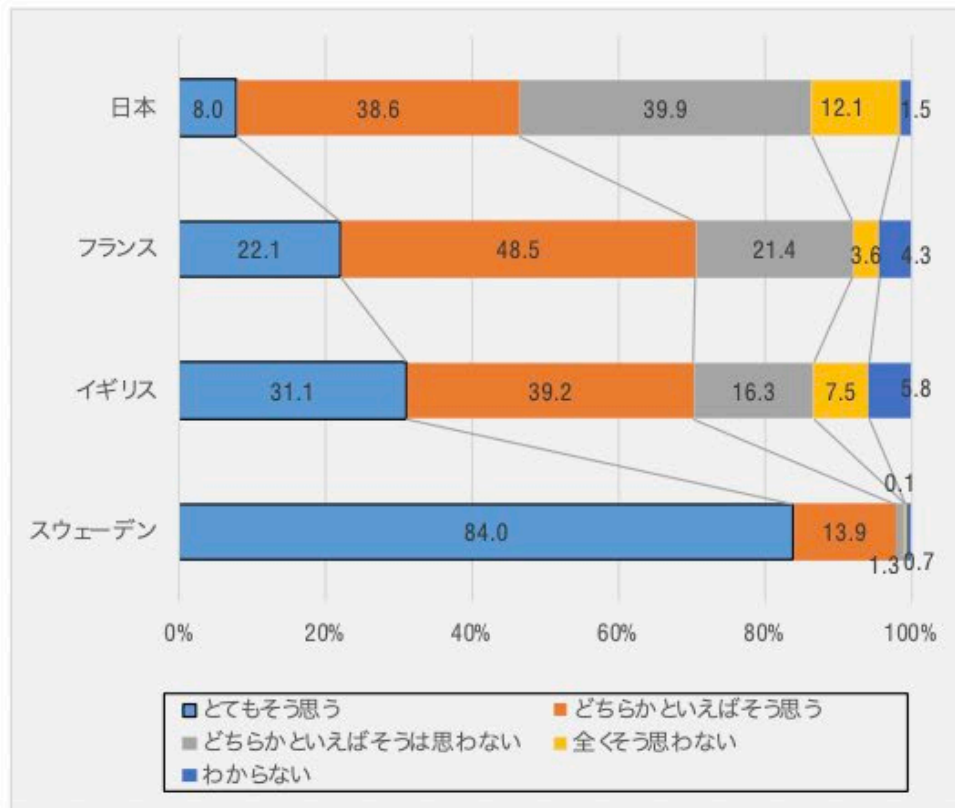
図表 242 孤立感を解消するには



諸外国との意識の比較① 子育てのしやすさ

自分の国は、子供を生き育てやすい国だと思うかという問いに対して「そう思う」と答えた者の割合

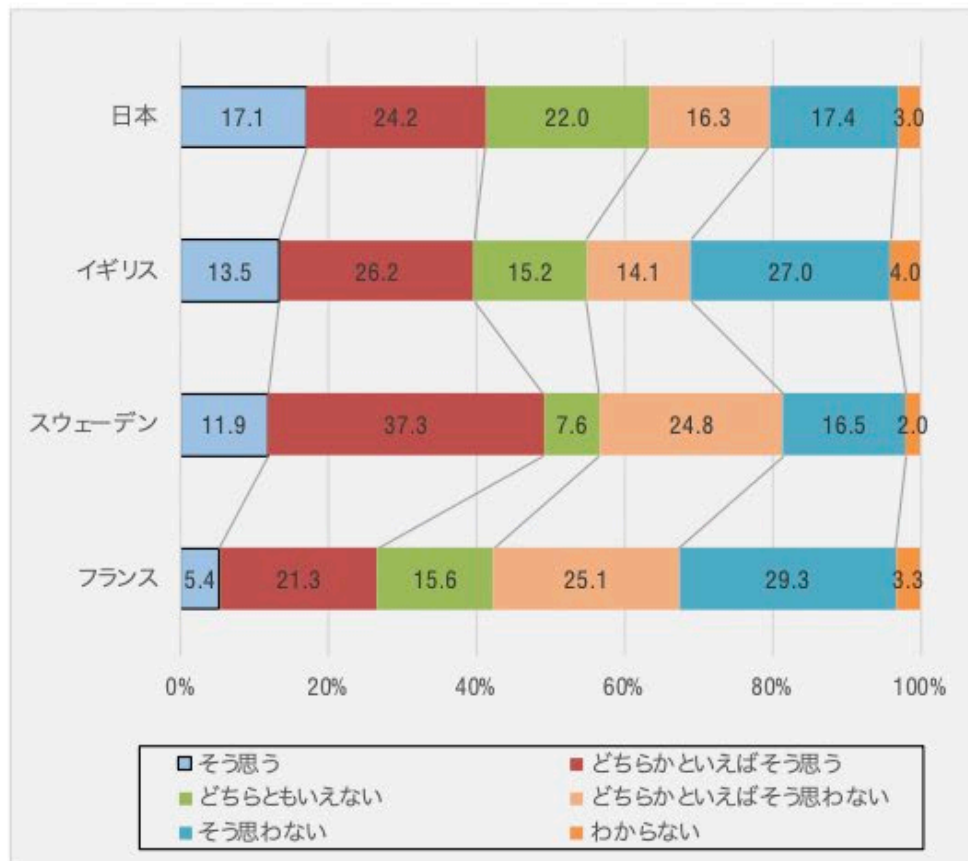
自分の国が子供を生き育てやすい国だと思う理由のうち「子供を産み育てることに社会全体がやさしく理解がある」と答えた者の割合



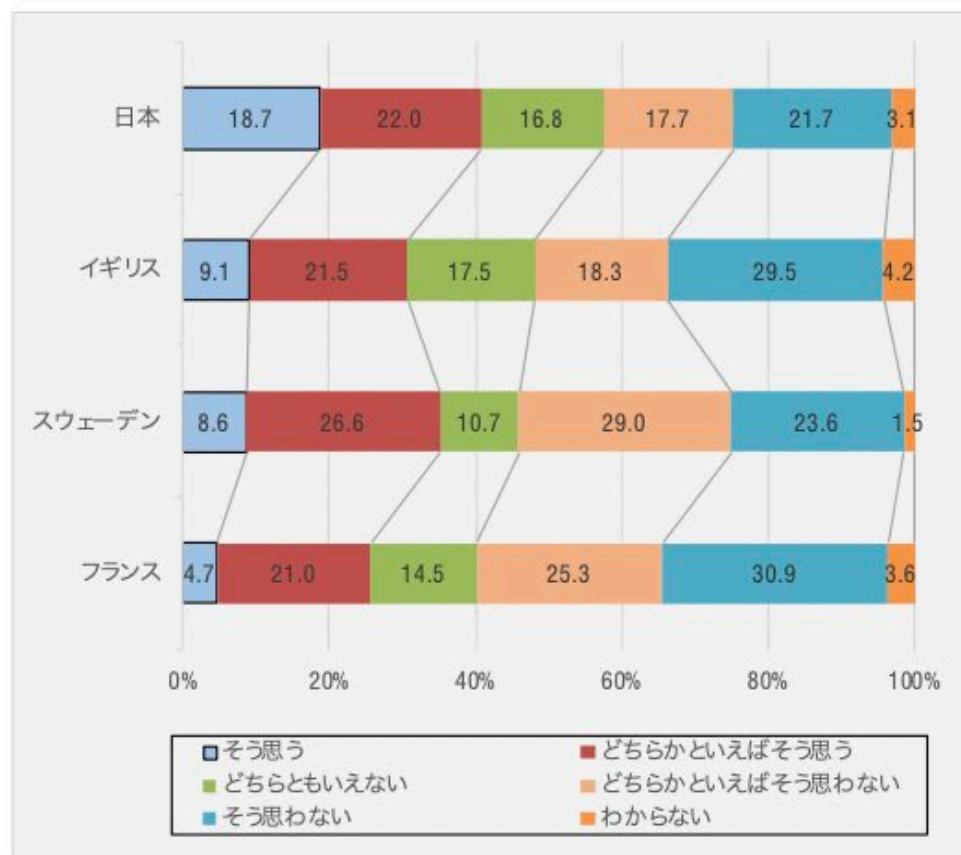
資料：内閣府「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査」平成28年3月公表
 注：調査対象国：日本、フランス、スウェーデン、イギリスの4か国
 調査対象者：20歳から49歳までの男女
 調査時期：平成27（2015）年10月～12月

諸外国との意識の比較② (ワークライフコンフリクト)

自分の仕事と家庭生活のバランスについて、「仕事で疲れ切ってしまうと、しなければならない家事や育児ができなくなっていると感じる」に対して「そう思う」と答えた者の割合



自分の仕事と家庭生活のバランスについて、「仕事に充てる時間が長すぎるために、家事や育児を果たすことが難しくなっていると感じる」に対して「そう思う」と答えた者の割合



資料：内閣府「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査」平成28年3月公表

注：調査対象国：日本、フランス、スウェーデン、イギリスの4か国

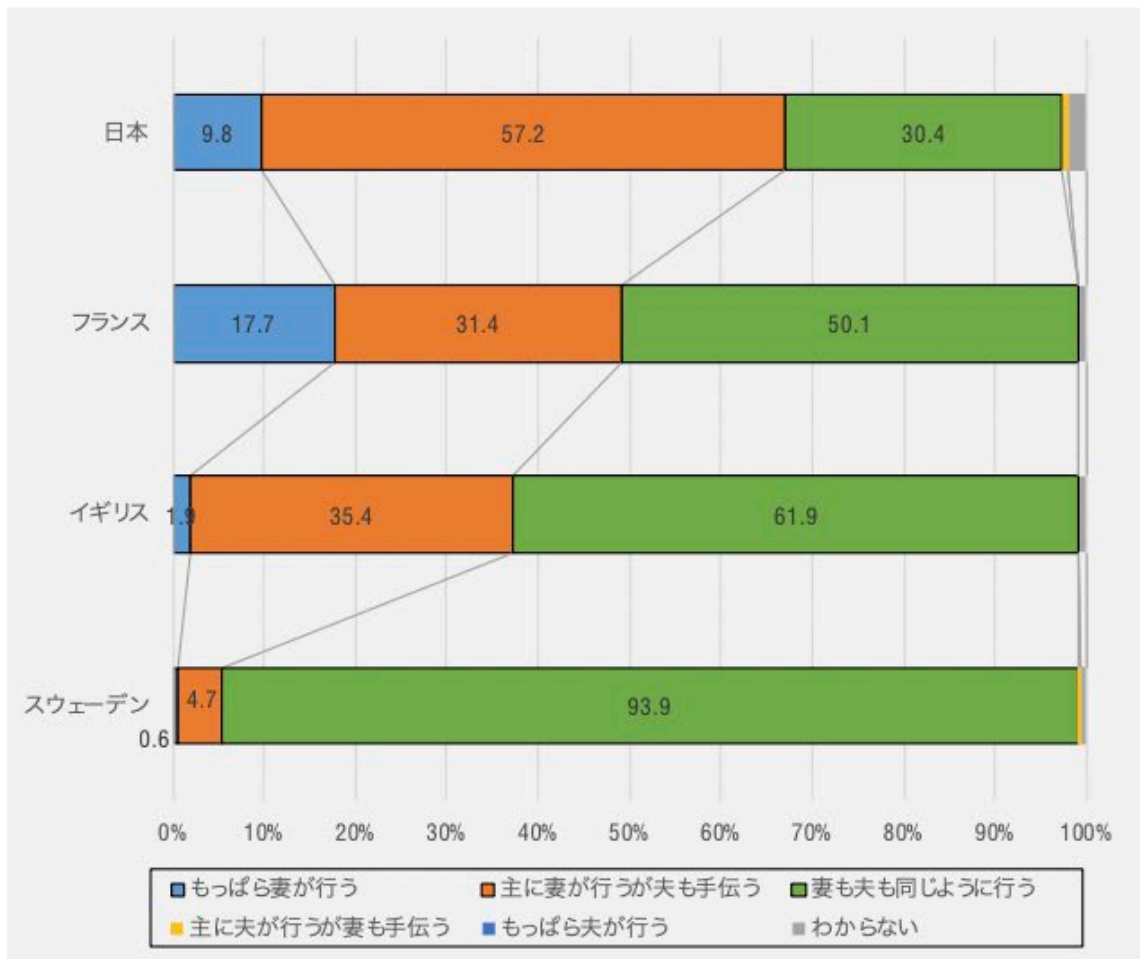
調査対象者：20歳から49歳までの男女のうち仕事をしている方

調査時期：平成27（2015）年10月～12月

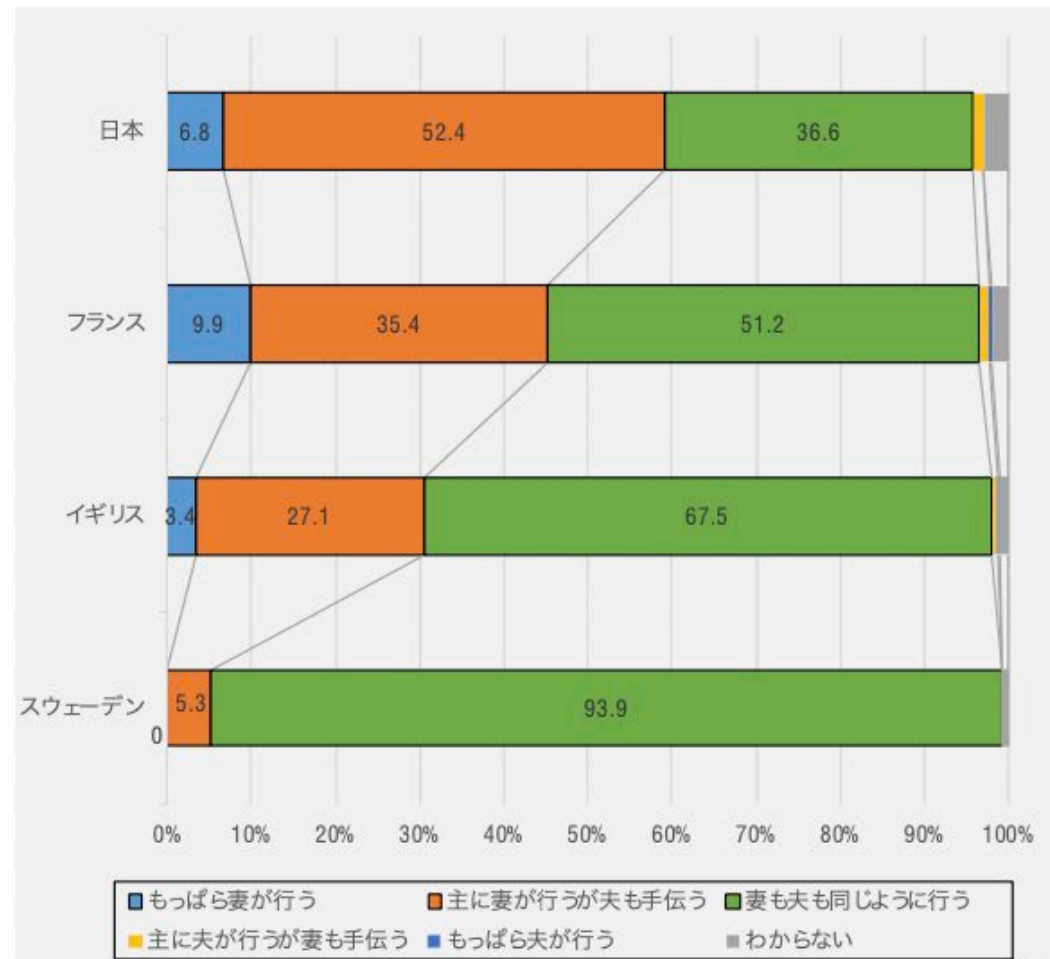
諸外国との意識の比較③ 性別役割分業観)

小学校入学前の子供の育児における夫・妻の役割について

【女性】



【男性】



資料：内閣府「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査」平成28年3月公表）
 注：調査対象国：日本、フランス、スウェーデン、イギリスの4か国
 調査対象者：20歳から49歳までの男女
 調査時期：平成27（2015）年10月～12月

今後の人口構造の変化を展望した戦略的な対応

【2030年までを展望】

この時期に労働力となる人口は
ほぼ既に生まれている

【労働力人口の見通し（平成24年雇用政策研究会資料）】

※若者、女性、高齢者の労働市場への参加が進まないケース
2014年 6,587万人 → 2030年 5,683万人
(▲904万人)

↓
[30～34歳女性 62.2%(2005)→80.4%(2030)
60～64歳男性 70.5%(2005)→89.4%(2030)]

※若者、女性、高齢者の労働市場への参加が進むケース
2014年 6,587万人 → 2030年 6,285万人
(▲302万人)

若者、女性、高齢者などの
労働市場への参加を促進

【2030年以降を展望】

この時期に新たに労働力化する人口は
これから生まれる子どもたち

【労働力人口の見通しをもとにした推計】

※若者、女性、高齢者の労働市場参加が進まないケースだと
2030年 5,683万人 → 2050年 4,366万人
(▲1,317万人)

2030年以前に比べると減少度合いが大きい

国民の結婚や出産に対する希望と現実の
乖離を解消し、少子化の流れを変える

この2つの要請に対して、戦略的に、かつ、同時に応えていく

ワーク・ライフ・バランスの実現がその鍵

○子ども・子育て施策については、以下のような社会を実現することが重要。

- ①すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ②仕事と家庭の両立を支援し、就労、結婚、出産、子育ての希望が叶う社会
- ③新しい雇用を創出し女性の自己実現が保障される活力ある社会

○ 3歳未満児を中心とする保育サービスや放課後児童対策については、女性の就業率の高まりに対応した大きな潜在需要に対応する必要。

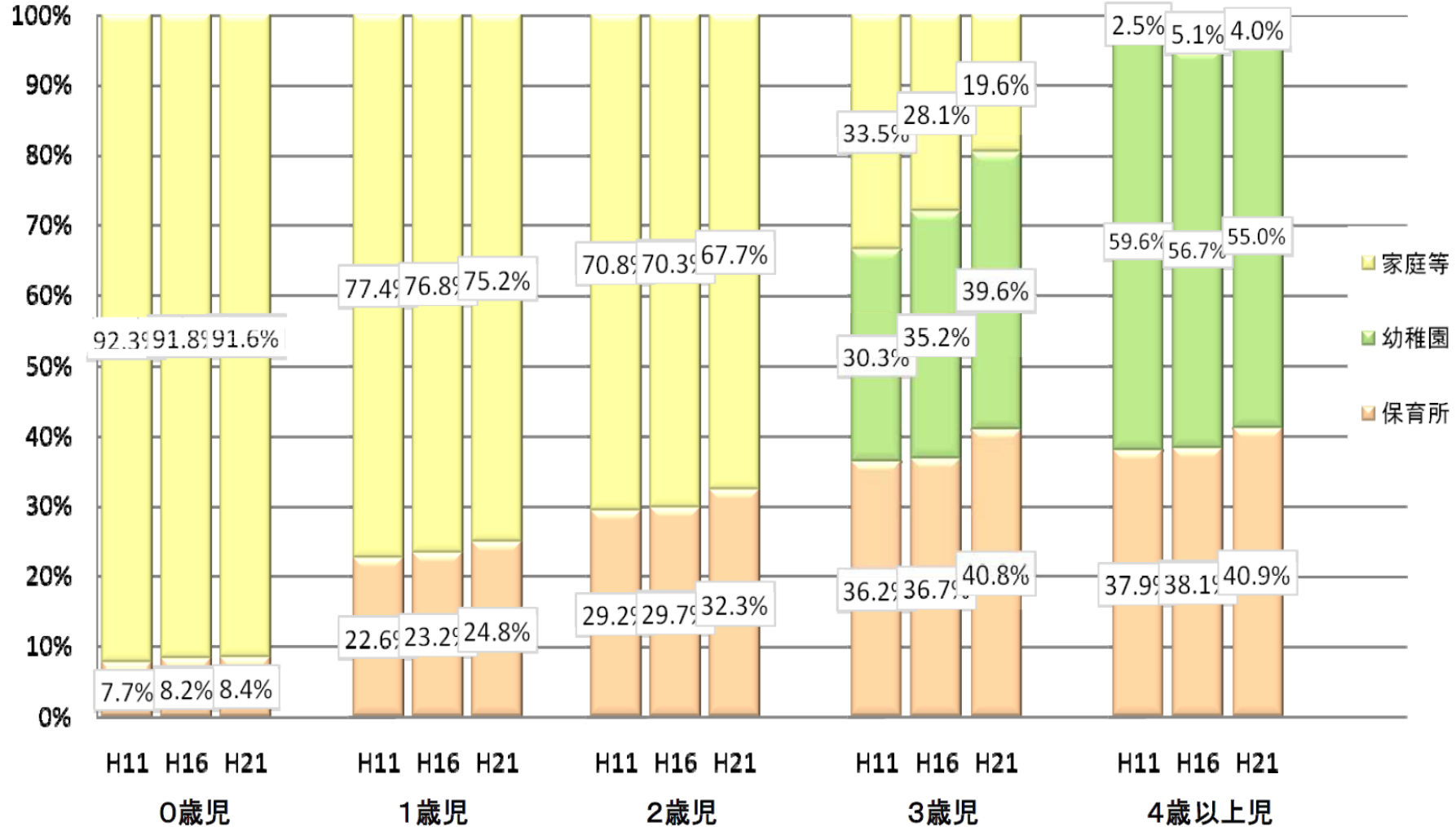
○ サービスの充実を行うに当たっては、サービス保障の強化、サービスメニューの多様化、多様な提供主体の参入の促進等により、利用者が選択できる環境を作ることが必要。

○ 施策を考えるに当たっては、虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮が必要。

○ 妊娠期から出産・子育て期を通じた継続的かつ包括的な支援が不可欠。

就学前児童が育つ場所

- 3歳以上児のかなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割



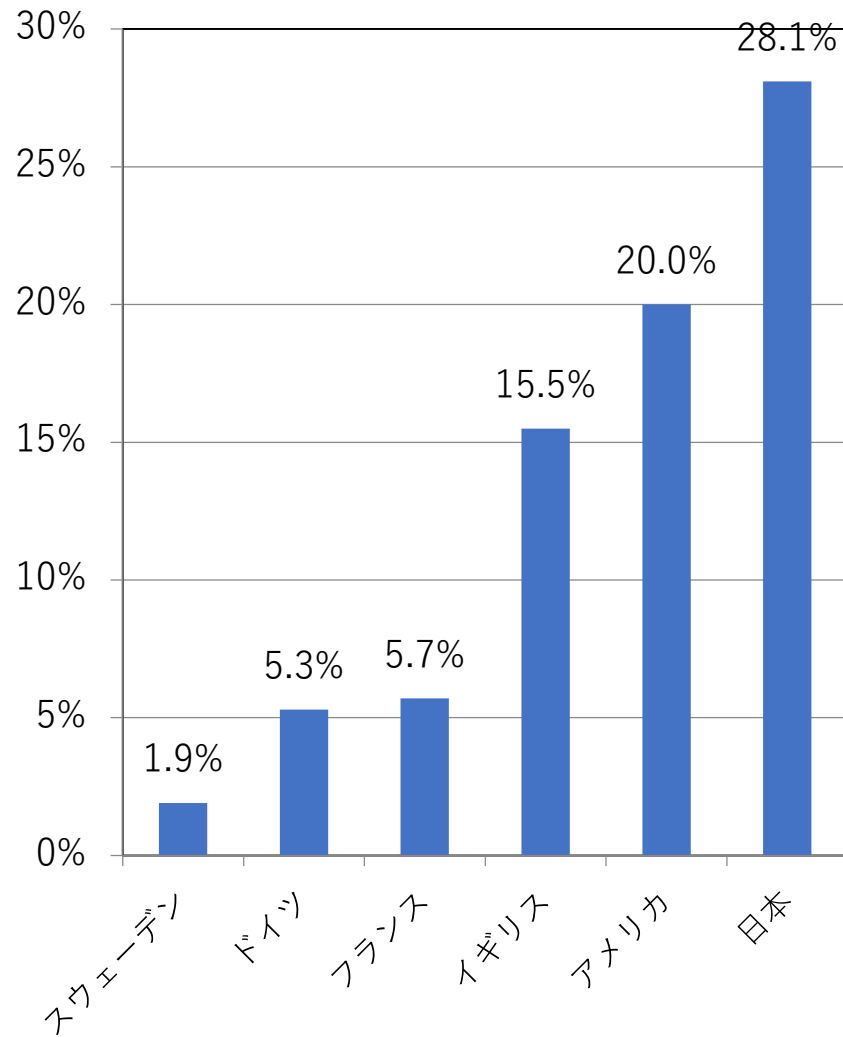
子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

| | 日本 | フランス | スウェーデン | ドイツ |
|------------------------------|--|---|--|---|
| 女性労働力率(2019) | | | | |
| 25～29歳 | 85.1% | 81.2% | 82.0% | 79.9% |
| 30～34歳 | 77.5% | 81.4% | 87.1% | 80.1% |
| 35～39歳 | 76.7% | 82.7% | 88.6% | 82.3% |
| 母の末子年齢別就業率(2019) | | | | |
| 0～2歳 | 56.9% | 60.0% | 82.0% | 56.4% |
| 3～5歳 | 68.7% | 73.8% | 86.1% | 75.5% |
| 3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合 | 37.8%(2019) (0歳児 16.2% 1歳児 44.8% 2歳児 50.4%) | 59.3%(2018) (集団託児所 16.5% 家庭託児所等 3.6% 認定保育ママ 33.2% 自宅保育者雇用 2.1%) ※ 保育キャパシティの計算上の理論値であり、実際に利用している子どもの数とは異なる。 | 47.6%(2019) (0歳児 0.0% 1歳児 51.5% 2歳児 92.4%) (就学前保育施設 46.4% 保育的保育 0.9%) | 35.0%(2020) (0歳児 1.8% 1歳児 37.5% 2歳児 64.5%) (旧西独 31.0% 旧東独 52.7%) |

(資料)〈労働力率〉総務省統計局：労働力調査、国民生活基礎調査(日本)、OECD：“Labour Force Statistics in OECD countries”，“OECD Family Database”。(フランス、スウェーデン、ドイツ)

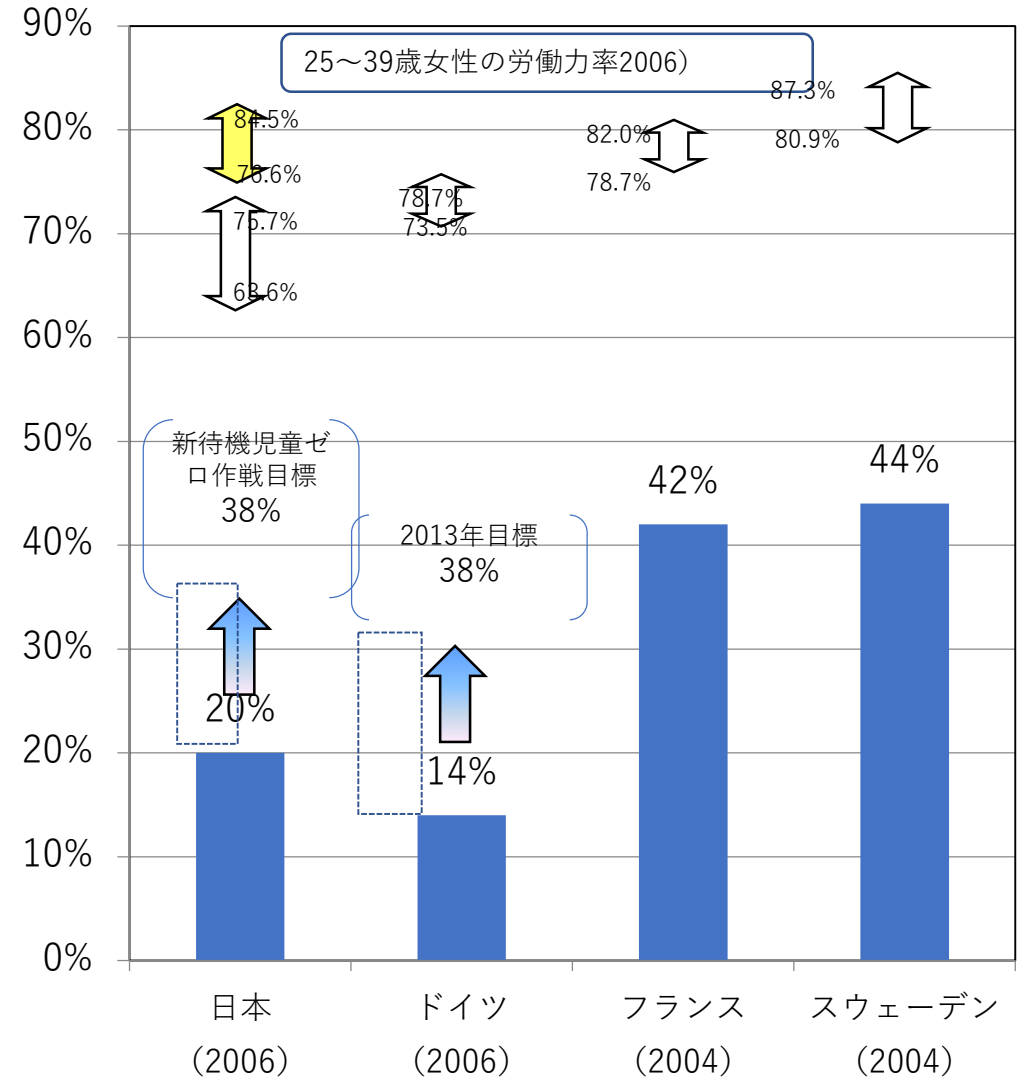
〈保育サービス利用割合〉厚生労働省：「保育所等関連状況取りまとめ」(日本) Cnaf：“L'accueil du jeune enfant en 2019”(フランス) Skolverket：“Barn och personal i förskola 2019”(スウェーデン) Bundesamt：“Pressemitteilung Nr. 380 vom 30. September 2020 “Betreuungsquote der unter 3-jährigen Kinder auf 35,0 % gestiegen”(ドイツ)

○週労働時間50時間以上の労働者の割合
(2000年)



(資料) ILO“Working time and worker’s preferences in industrialized countries: Finding the balance 2004”

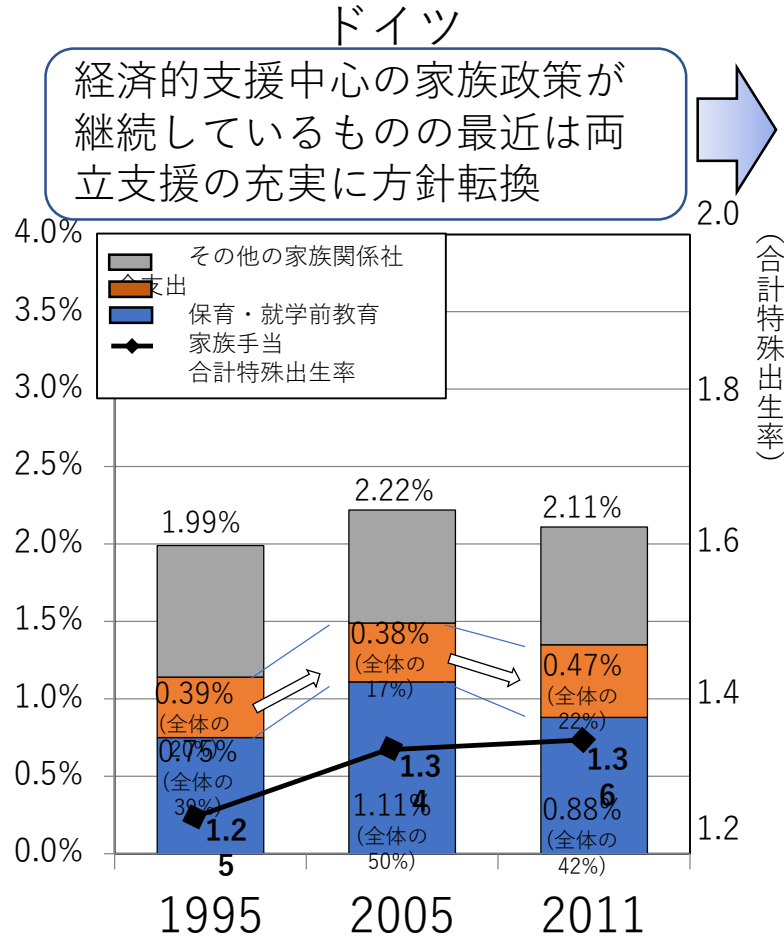
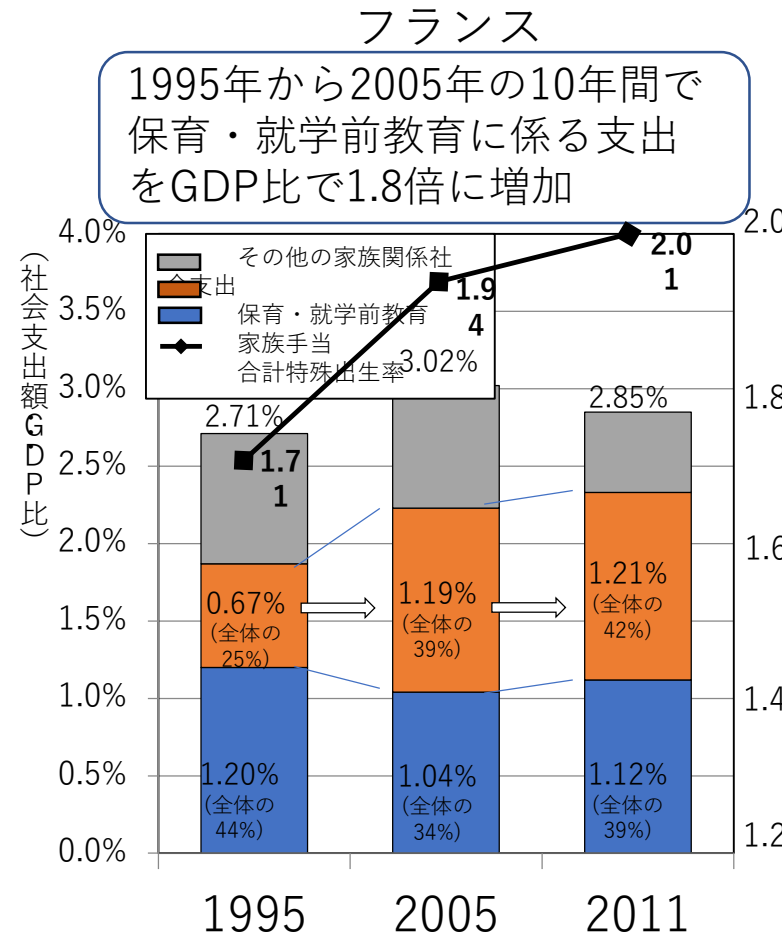
○公認保育サービス利用定員の対3歳未満児割合



(資料) 各国統計より作成

フランスでは現物(サービス)給付の充実により出生率を回復

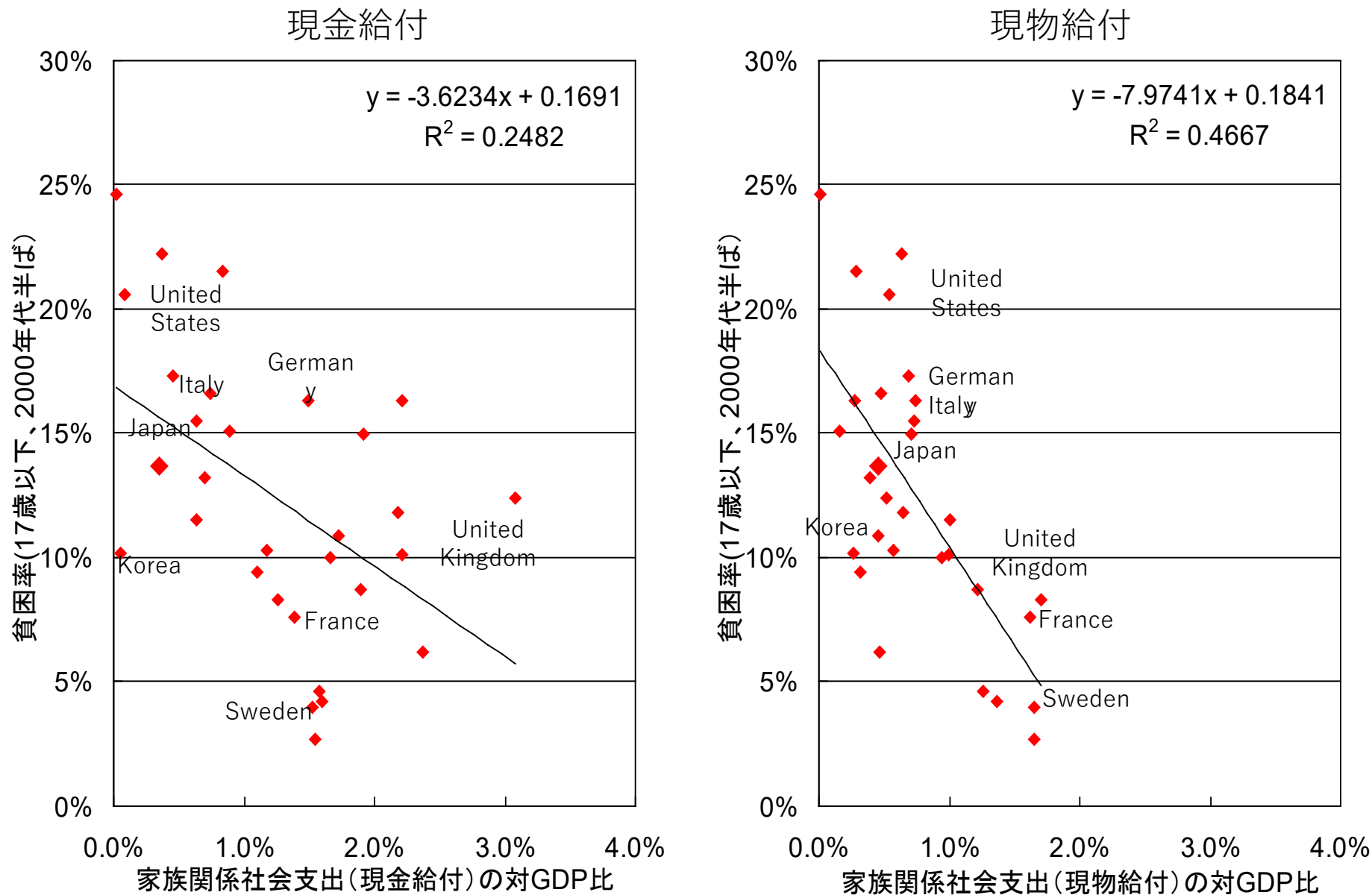
- 出生率の回復したフランスでは、かつては経済的支援(家族手当)中心であったが、1990年代以降、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を図る方向へ政策転換
- 逆に、ドイツでは経済的支援中心の政策が続き出生率が低迷。近年、両立支援の充実が大きく方向転換



2008年の「保育所における3歳未満の児童の支援に関する法律(児童支援法;KifoeG)」により、2013年8月以降、すべての1歳以上の児童について保育所の入所を請求する法的権利を付与し、それまでに3歳未満の総ての児童の3分の1を保育するために必要な保育所等の定員を確保することとされている。

子どもの貧困を減らすためにも現物(サービス)給付は重要

《貧困率（17歳以下）と家族関係社会支出（現金・現物別）の対GDP比（OECD諸国）》



(資料) OECD Factbook 2009, OECD Social Expenditure Database 2008 より作成

家族の多様な選択を支援する柔軟な仕組みが必要

《フランスの乳幼児迎入れ手当の創設と多様な保育サービス》

【乳幼児迎入れ手当の創設(2004年から支給)】

フランスの家族政策の中心的存在である家族給付制度において、出産・子育てと就労との間で多様な選択が可能となる給付設計(乳幼児迎入れ手当)がなされている。

- ・3歳未満(第1子は6か月)の子どもを養育するため職業活動を停止あるいは削減している場合には賃金補助(就業自由選択補足手当)が支給
- ・保育ママを雇用して子どもを預けて職業活動に従事する場合には保育費用補助(保育方法自由選択補足手当)が支給

| 賃金補助(休業時の所得保障) 《第1子は6か月、第2子以降は3歳まで支給》 | 保育費用補助(保育ママ雇用助成) 《6歳未満の子どもを預けて一定の職業活動に従事している場合に支給》 |
|---|---|
| 完全休業 374.17ユーロ(約4.7万円) 50%未満の就業 241.88ユーロ(約3.0万円) 50~80%の就業 139.53ユーロ(約1.7万円) 第3子以降で休業を1年に短縮 611.59ユーロ(約7.6万円) | ○保育ママを団体・企業から雇用する場合(子1人当たり) 3歳未満 445.54ユーロ(5.6万円)~668.29ユーロ(8.4万円) 3~6歳 222.78ユーロ(2.8万円)~334.15ユーロ(4.2万円) ※所得額と子ども数により支給額が3段階に分かれる ※自宅保育の場合は子ども数にかかわらず一定額(額は異なる) ※部分休業・就業の場合は賃金補助と併給可能 |
| 基礎手当(3歳まで支給) 177.95ユーロ(約2.2万円) ※所得制限あり(約9割の家庭に給付) | |

- (注) ・乳幼児迎入れ手当には、このほか、出産や養子の引き取りに伴う費用補填を目的とした出産・養子手当(所得制限あり)が存在。
 ・賃金補助(就業自由選択補足手当)は、過去に一定の老齢保険拠出金の拠出期間を持つことが受給要件となっており、必ずしも休業を取得していなくても受給が可能となっている。
 ・これらの手当は、全国家族手当金庫から支給。その財源は、約6割が社会保障拠出金(賃金の5.4%を事業主が負担)、約2割が一般社会拠出金(ほとんどすべての所得に課される社会保障目的税。家族手当分は税率1.1%)、残りが一般会計からの負担となっている。

【フランスの多様な保育サービス】

集団保育所 (crèches collectives)

《3歳未満児の11%をカバー》

- ・ 地域保育所 (crèches de quartier)
多くは地方自治体によって設置、一部は民間団体の設置
- ・ 企業内保育所 (crèches de personnel)
親の就業場所に設けられた保育所、企業内保育所の設置等に対する優遇税制が適用
- ・ 親保育所 (crèches parentales)
専門職と親 (交代で対応) で乳幼児を保育

家庭的保育 (家庭的保育者 (認定保育ママassistantes maternelles) による保育)

- ・ 家庭保育所 (crèches familiale) 《3歳未満児の3%をカバー》
地方自治体や企業、民間団体が雇用する家庭的保育者が、保育者の自宅で保育
 - ・ 親が雇用した家庭的保育者による保育 《3歳未満児の30%をカバー》
親が直接雇用契約を家庭的保育者と締結し、報酬を支払って保育
- ※ この他、親の自宅で保育する自宅保育という形態が存在

家庭的保育者 (認定保育ママ)

- 県議会議長が認定。120時間の職業教育を受けることが義務付け。2005年現在、377,440人が認定を受け、その70%が稼働。
- 県が所管する母子保護センター (PMI) が職業教育や保育者の監督を実施。 ” ”
- 最大3人までの子どもを預かる (平均2.6人) 。
- 保育者 (フルタイム) の半分は週45時間以上働く。
- 月収の平均は698ユーロ (約11.0万円) (フルタイムの保育者の平均は815ユーロ (約12.9万円)) 。

(資料) DREES “Les assistantes maternelles en 2005” Études et Résultats, (2007)

フランスの家族政策を支える財源

フランスの家族政策の大部分を担っている全国家族手当金庫(CNAF)の事業は、

- ・ 事業主が負担する、賃金の3.45~5.25%分に相当する社会保障拠出金
- ・ ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金(家族手当分0.95%)

により、その財源の大部分が賄われている。

| 全国家族手当金庫の歳入(2019年) | |
|--|--|
| 社会保障拠出金 [賃金の3.45~5.25%相当を事業主が負担] | 303億ユーロ (59.0%) [うち賃金労働者に対する事業主の負担 285億ユーロ] |
| CSG(一般社会拠出金) [ほとんど全ての個人所得を課税対象とする社会保障目的税(賃金所得に対する賦課率は9.2%)。 (全国家族手当金庫分の税率は0.95%)] | 120億ユーロ (23.3%) |
| その他 | 91億ユーロ (17.7%) |
| 歳入総計 | 514億ユーロ (100.0%) |

(資料) Commission des comptes de la Sécurité sociale(2020)“Les comptes de la Sécurité sociale. Résultats 2019, prévisions 2020 et 2021”

注 1 CSGの賦課率は所得種別により異なっており、資産所得には9.2%、年金には3.8~8.3%、賭博益等には6.2%が課される。(2020年)CSGが比例所得税という形で導入されたのは、フランスの直間比率が低い(間接税割合が高い)こと、CSGが社会保障拠出金の代替財源の性格を有した(それまで7.0%だった家族部門の社会保障拠出金の率をCSGの導入後5.4%に引き下げた)ことなどと説明されている。

2 2015年に家族手当に所得制限(所得による減額)が導入され、社会保障拠出金の率は5.4%から3.45~5.25%に引き下げられた。

家族政策と出生率に関する研究成果から

家族政策と出生率に関するこれまでの研究成果をレビューしたOECDの報告では、様々な研究のレビューから普遍化できる点として、以下の点があげられている。

Sleebos.S(2003) “Low Fertility in OECD Countries: Facts and Policy Responses”, OECD Social, Employment and Migration Working Paper

《OECD報告書の内容》

【施策の一貫性・継続性】

- 対策の効果は長期的にのみ明らかになる。そのため、あとでひっくり返るかもしれない大きな出生促進策を突然導入するよりも、長期的に一貫した対策をとることが重要。

【総合的なアプローチ】

- 手法のいくつかを結びつけることが最も効果的なアプローチである。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ 若い世代にとって将来の見通しを描くことのできる継続的な息の長い取組
- ・ 長期的な人口減少のトレンドの中で一貫して取り組んでいける対策

- ・ 子育て支援サービスと、仕事と家庭のバランスをとるための措置
- ・ 現金給付施策と、子育て支援サービスの基盤整備
- ・ 子育ての直接的な費用を軽減する施策と、子育ての機会費用を少なくする施策
- ・ 子どもの発育や家庭の状況に応じた切れ目のない支援

《OECD報告書の内容》

【社会全体に支持・合意された包括的な取組】

- 対策が、社会全体で支持されている場合に比べて、個人や夫婦にだけ関係している場合には、成果を上げにくい。数多くのアドホックな政策介入よりも、社会の様々な分野に影響を与える包括的な政策のセットの方が成功に近い。

【対策が出生率の変動に直結するとは考えない】

- ある対策を講じたことによって出生促進効果があらわれるという過度な期待を抱いてはいけない。費用効果的な政策介入の構想を導くには、政策効果や政策の相互関係についての知見が限られている。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ すべての子どもと子育て家庭に対する支援の必要性、ワーク・ライフ・バランスの確保、男性の育児への参加等についての国民的な合意と、その合意に裏付けられた様々な主体を動員した包括的な施策展開